

者との間の取引から生ずる所得で特定のものが該当する）以外の所得も課税されることになる。これが、「課税繰延べを完全に排除することになる」の意味である。但し、この考え方は、後述第四章第二節で詳述する対象取引限定方式の考え方に立つものである。我が国のように、対象地域限定方式と対象法人限定方式の双方を採用する制度にあっては、ティンテッドな法人（tainted entity、直訳すると「汚い法人」ということになる。これには、例えば実体のないペーパー・カンパニーが該当する。）のすべての所得について課税が行われる。

(120) 第四章第一節 1・1・(3) 参照。

(121) Arnold, *ibid.*, pp. 139—148

第二章 日米の制度の内容

本章では日米のタックス・ヘイブン税制、その執行確保の制度及び租税条約上の租税回避防止規定の内容をみる。主要先進国のほとんどはタックス・ヘイブン税制を導入しているが、特に米国においては、米国企業の国際化が、その進展の時期においても量的な拡大の面についても世界に例のないほどの経験を有しているところから、タックス・ヘイブンにかかわる問題への対処を目的とした米国の税制は、これら米国の経験を反映した精緻なものとなっている。⁽¹⁾そこで、本章では、こうした経験の積み重ねを基礎に幾多の改正を経て来た米国の制度の内容の詳細（第一節～第五節）及びこれに対応する日本の制度（第六節）についてみてみる。

第一節 米国のタックス・ヘイブン税制の概要

I 制度の変遷の概要

米国のタックス・ヘイブン税制（サブパートF条項に規定されている）は一九六二年に創設され、主に以下のよう
な改正を経てきている。

1 一九六二年 制度の創設（サブパートF条項の創設）

外国法人を通じた所得の稼得が租税回避を目的としたものであるときは、課税の繰延べを許さず
課税を行うとのポリシーに基づき本制度が創設されたものである。

2 一九七五年 最低限配当制度、開発途上国投資に係る適用除外制度の廃止

3 一九七六年 インターナショナル・ボイコット所得、賄賂等の額等につき課税範囲を拡大

4 一九八二年 外国石油関連所得につき課税範囲を拡大

5 一九八六年 (1) 外国同族持株会社所得の範囲の拡大

(2) 保険所得の範囲の拡大

(3) 外国基地会社海運所得の範囲の拡大

(4) 適用除外範囲の縮小

イ デ・ミニミス・ルールの改正

ロ 租税回避意図の立証につき客観的基準の導入

(5) 欠損の繰越又は相殺の範囲の縮減

Ⅱ 制度の概要

米国のタックス・ヘイブン税制は、内国歳入法九五―九六四条(subpart F)に規定されている。この制度は、簡潔に言えば、米国株主等により支配される外国法人の所得を、米国株主等の株式所有割合に応じ、当該米国株主等の所得に合算して課税するというものである。

米国の制度は、海外に外国子会社等を設立して国内税の課税繰延べを図ることに対処する目的で導入された。すなわち、海外子会社等がターゲットであり、対象となる外国法人は、米国株主等(United States shareholder)によりその議決権のある株式又はその価額の総額の五〇%超を所有されている外国法人(以下「CFC」という。)とされている。

一方、CFCの所得につき納税義務を負うのは、CFCに対して相当の持分を有する米国の者で、具体的には、当該外国法人(CFC)の議決権のある株式の総額の一〇%以上を所有する又は所有するものとみなされる米国の者(United States person)が納税義務者とされている。

納税義務者は、CFCの所得を合算して課税を受けることとされているが、真正な事業から生ずるCFCの所得については、国際競争力の維持の観点から非課税とされ、具体的には、次の1―3の所得のみが課税の対象となる。

1 サブパートF所得(次の五つの所得が該当する。)

(1) 保険所得

(2) 外国基地会社所得（外国同族持株会社所得、外国基地会社販売所得、外国基地会社役務所得、外国基地会社海運所得及び外国基地会社石油関連所得をいう。）

(3) インターナショナル・ボイコット所得

(4) 賄賂等

(5) 米国の未承認国に係る所得

2 海運事業等への投資の減少額

3 米国資産への投資の増加額

合算対象となる所得（サブパートF所得）は、対象となるCFCの所得から次に掲げる額を次に掲げる順序で控除し、控除後の残額に対する米国株主等の持分割合相当額とされる。

(1) 当該年度の他の種類の所得に係る損失の控除（但し、後年度にrecharacterizationが行われる。）

(2) 過年度の適格損失の控除（accumulated deficit rule）

(3) 関連会社損失の控除（chain deficit rule）

なお、合算対象となるサブパートF所得は、留保利益（earnings and profits（後述第二節Ⅴ・2・(1)参照。以下、「E/P」という）が限度とされる。また、当該CFCが米国株主等以外の者へ支払った配当の控除が行われるとともに、他の種類の所得に係る損失の控除に關し後年度に損失の取戻し（recharacterization）が行われることとなっており、また、所得の計算は一般に米国税法に従って行われる。

既に合算課税の行われた所得が分配されることにより生じる二重課税を排除する方法としては、まず、課税済合算所得が直接米国株主等に配当された場合には、配当を受領した米国株主等の段階で益金不算入とすることで二重課税を排除し、課税済合算所得が他のCFCに配当された場合には、配当を受領したCFCの段階で益金不算入とすることで二重課税を排除している。

合算課税の対象となった所得に対して課された外国の租税と当該合算所得に対して課される連邦所得税との二重課税は、外国税額控除の本則に従って認められる間接外国税額控除によって排除される。

なお、合算課税又は配当の分配があった場合に、米国株主等の出資額の調整を図る見地から、CFCの所得が合算された場合には、当該CFCの米国株主等の有する株式の帳簿価額を当該合算所得相当額だけ増額し、当該合算額を受領することとなった場合には、当該CFCの株式の帳簿価額を当該合算所得相当額だけ減額するという調整規定も置いている。

また、米国株主等である個人に対して、法人に対する課税との権衡上、選択により、合算所得について内国法人として課税を受けることが認められている。

第二節 米国のタックス・ヘイブン税制の内容

本稿の主要な目的の一つである日米タックス・ヘイブン税制の比較・分析を行うためには、その内容を詳しく理解しておく必要がある。そこで、本節では米国のタックス・ヘイブン税制の構造を、米国内国歳入法の規定（サブパートF条項）に沿って分析する。なお、サブパートF条項の導入の背景、考え方、性格、特徴といった点については、

日本のタックス・ヘイブン税制との比較・分析を行う上でも議論しなければならない問題であることから、日米比較を行う第三章で述べることにし、本節では、必要な限りにおいて触れることに止める。

以下、米国のタックス・ヘイブン税制（以下、本節において「米国の制度」という。）の構造の詳細について分析する。なお、分析の中心は、だれが納税義務を負うのか（納税義務者の問題、後述Ⅱ「対象となる米国の者」参照）、納税義務者が設立したどのような外国子会社等を課税の対象として取り込むのか（後述Ⅰ「対象となる外国法人」参照）、納税義務者と対象となる外国法人との支配・被支配関係がどのような場合に合算課税が行われるのか（後述Ⅲ「株式所有要件」参照）、合算課税の対象となる所得の種類・内容及びその計算はどのように行われるのか（後述Ⅳ「合算所得及びその計算」参照）、CFCの外国法人税及び支払配当に対する二重課税はどのように排除されるのか（後述Ⅴ「二重課税の排除」参照）といった点である。

Ⅰ 対象となる外国法人

日米を含む先進主要国のタックス・ヘイブン税制は、一般的に、その基本的租税制度に起因する（内国税の）課税繰延べを特定の場合に否定する規定として位置付けられる⁽³⁾。すなわち、課税繰延べは、自国の納税者により支配が行われているが人格的には異なる外国子会社等（孫会社、曾孫会社等を含む。）の所得が問題となるのであり、これに対する課税がタックス・ヘイブン税制の中心である。従って、まず、対象となる外国法人の範囲をどのようなものとするかが重要となる。米国の制度では、次のように定められている（九五七）。

1 原則

対象となる外国法人 (controlled foreign corporation) は、その課税年度中のいずれ日 (on any day) かに於いて米
国株主等 (後述Ⅱ参照) により、次のいずれかの五〇％超を所有される又は所有されるものとみなされる外国法人で
ある。

- (1) 当該外国法人の議決権のある株式の合計
- (2) 当該外国法人の株式の価額の合計額

2 例 外

保険所得 (後述Ⅳ・1・(1)) については、次の算式により計算される割合が七五％超となる場合には、前述1の原
則にいう「五〇％超」は「二五％超」として適用される (九五七(b))。

国債、国債証券の発行又は年金受給権の発行に
 係る保険料その他の対価に係る総収入
 全ての危険に係る保険料その他の対価の額の合計

Ⅱ 対象となる米国の者

タックス・ヘイブン税制は、自国の納税者により支配される外国子会社等の所得が問題とされる。この点に關して
は、(1)当該所得について誰から納税を求めることとするのか、すなわち、納税義務者を誰にするのか、及び(2)納税義
務者の範囲をどのようなものにするのか、という問題がある。前者(1)については、①外国子会社等自体を納税義務者
とする方法、②外国子会社等の人格を否認して自国の株主の人格と同一のものとみてその所得の全額に課税する方法

(納税義務者は自国の株主)、及び③外国子会社等人格は否定せず、一定の要件の下に、自国株主に対してその持分割合に応じた所得を合算課税する方法(納税義務者は自国の株主)⁽³⁾等がある。この点に関し、米国の制度は③の方法によっている。また、後者(2)については、以下に述べるとおりである(九五二(b))。

1 納税義務者

本制度の対象となる者、すなわち、納税義務者は米国株主等である。

米国株主等(United States shareholder)とは、外国法人に関し、当該外国法人の議決権のある株式の合計の一〇%以上を所有する又は所有するものとみなされる米国の者(United States person)をいう。

2 米国の者の定義

米国の者とは、原則として次の(1)から(4)に掲げる者をいう。なお、プエルトリコ等の属領の法人に係る株主である個人が米国の者に含まれるか否かについては別段の定めがある。

- (1) 合衆国の市民、居住者
- (2) 内国パートナーシップ
- (3) 内国法人
- (4) 遺産、信託(七七〇一(a)(31)にいう戒告遺産及び外国信託を除く)

Ⅲ 株式所有要件

前述Ⅰ(対象となる外国法人)及びⅡ(対象となる米国の者)で述べた定義においては、株式所有についての要件

が最も重要な要素となっていた。ここでは、株式所有とは何かの定義、すなわち、対象となる米国の者と対象となる外国法人との株式を通じた支配関係の存在の認識はどのような手続又は要素により判断されるか（株式所有要件）についてみてみる（九五八）。

株式所有要件は、1 直接及び間接所有要件、2 みなし所有要件に分かれる。

1 直接所有要件及び間接所有要件

この要件は、直接所有株式（米国の者が直接に保有する株式）及び間接所有株式（米国の者により、外国法人等を通じて所有されるものをいう。）を所有する要件である。⁴この要件とは、次の(1)～(4)の者により直接・間接に所有されている場合には、各々次に掲げる株主、パートナー又は受益者によって比例的に所有されているものとみなされ、その場合、その株式はこれらの株主、パートナー又は受益者によって実際に所有されているものとして取り扱われることをいう。

- (1) 外国法人……………株主
- (2) 外国パートナーシップ……………パートナー
- (3) 外国信託……………受益者
- (4) 外国遺産……………受益者

2 みなし所有要件

次の(1)～(3)の場合にも、各々次の(1)～(3)に掲げる者がCFCを所有しているものとみなされ、これをみなし所有と⁵いう。

(1) 次のイ、ハの者が直接・間接に株式を所有している場合には、当該個人が所有しているものとみなされる。

イ 当該個人の配偶者（法律に基づく離婚をした者を除く）

ロ 当該個人の子、孫、親

ハ 当該個人の養子（法律に基づく養子は「子」として扱われる）

(2) 次のイ、ハのパートナーシップ、遺産、信託、法人が直接・間接に株式を所有している場合には、各々、次のイ、ハに掲げる者がCFCを所有しているものとみなされる。

イ パートナーシップ又は遺産が直接・間接に所有している場合

……………これらのパートナー、受益者（持分割合に応じた所有）

ロ 信託（従業員信託（四〇一(1)(a)）を除く）が直接・間接に所有している場合

……………その受益者（持分割合に応じた所得）⁽⁶⁾

ハ 法人については、ある者が法人の株式の価額の一〇％以上を直接・間接に所有する場合にあっては、当該者は、当該法人が直接・間接に所有する株式のうち次の算式により計算される割合に相当する部分だけ当該CFCを所有しているものとみなされる。

(算式)

———当該者が有する当該法人の株式の価額

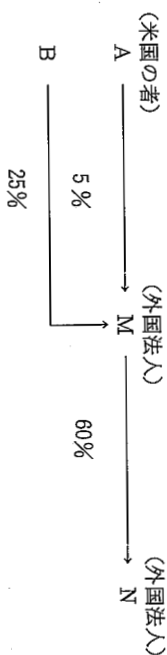
———当該法人の全株式の価額

なお、パートナーシップ、遺産、信託又は法人が他の法人の議決権のある株式の五〇％超を所有するときは、これらの者は当該他の法人の当該議決権のある株式のすべてを有しているものとみなされる。

【図解】 Reg. § 1.958-2 (e) Example (1)

(結論) A 一〇%未満の所有であるのでNの株式を所有しているものとはみなされない(前述ハ参照)。

B MはNにつき一〇〇%所有とみなされる(前述ハ、なお書参照)のでBはNに関し二五%を所有(一〇〇%×二五%)とみなされる。



(3) 次のイ〜ニにいうパートナー、受益者又は者がCFCを直接・間接に所有している場合には、各々次のイ〜ニに掲げる者(パートナーシップ、遺産、信託、法人)が当該CFCを所有しているものとみなされる。これらのイ〜ニにより、所有するものとみなされた株式は、これらイ〜ニに掲げる者により実際に所有されているものとみなされる。

イ パートナーが所有している場合.....パートナーシップ

ロ 遺産の受益者が所有している場合.....遺産

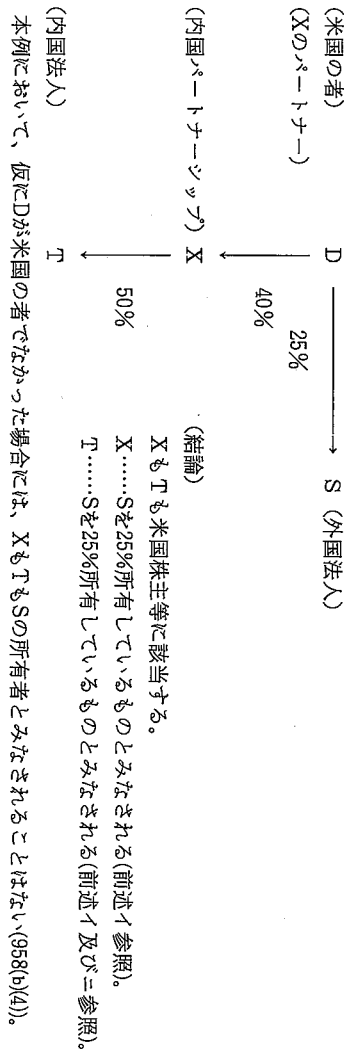
ハ 信託(従業員信託(四〇一(a))を除く)の受益者が所有している場合

.....信託(但し、この場合信託に対する受益者の持分につき一定の要件が満たされていることが条件とされる。)

ニ 直接・間接に法人の株式の五〇％以上を所有しているある者が所有している場合……当該法人

なお、前述2の(1)、(2)及び(3)のいずれか二つ以上が重複して適用されることはなく (Reg. 81. 958-2 (f)(2))°。

【図説】 Reg. 81. 958-2 (g) Example (4)



IV 合算所得及びその計算

一般に、ほとんどの主要先進国のタックス・ハイブン税制は、いわゆる課税繰延べ(制度)を否定するものとなっているが、その否定の範囲は、課税繰延べのすべてではなく、一部を否定するものである。一部の否定に止まる理由のポイントを、例をとっていうならば、外国子会社のうち、①自国の株主が少数の持分を有する株主である場合、②

自国の株主が絶対的な支配権を有する外国子会社等であっても真の事業の行う場合、などにおいては課税繰延べを許容すべきである（あるいは、課税繰延べの定義によっては、「このような例はそもそも課税繰延べとは考えるべきではない」との考え方、すなわち、タックス・ヘイブンを利用した課税繰延べのうち特定のものに対してのみこれを否定すべきものであるとの考え方があるからと考えられる）。課税繰延べを否定すべき場合、すなわち、合算課税が行われるための条件は、対象となる外国法人（前述Ⅰ）、納税義務者（前述Ⅱ）、事業・稼得所得の各々の範囲・内容ごとに定められており、ここで述べる合算所得及びその計算は、米国の制度上、課税繰延べが否定される事業・稼得所得、すなわち、合算所得とは何かにつき述べるものである（九五二～九五六）。

合算される所得は、サブパートF所得（後述Ⅰ）、海運事業等への投資の減少額（後述Ⅲ）及び米国資産への投資の増加額（後述Ⅳ）である。

1 サブパートF所得の範囲及び内容（九五二）

サブパートF所得とは、保険所得、外国基地会社所得、インターナショナル・ボイコット所得、賄賂等の額及び未承認国に係る所得（後述①～⑤）をいう。

但し、CFCが米国内で行う事業に実質的に関連する米国内源泉所得（米国の租税条約により軽減・免除された所得を除く。）は、原則としてサブパートF所得には含まれない（九五二(b)）。

(1) 保険所得（九五三）

（保険所得の定義）

保険所得とは、保険証書の発行又はその再保険、年金契約に帰属する所得のうち、次のイ又はロの各々の条件を

満たす所得をいう。但し、当該所得が内国保険会社の所得であったとした場合に、内国歳入法の保険会社の規定 (subchapter L (801~847)) に基づき課税されることとなる所得であることが条件となる。

イ CFCの居住地国以外の国の危険の場合

(イ) CFCが設立・組織された国以外の国に所在する財産に係るもの

(ロ) CFCが設立・組織された国以外の国において行う事業から生ずる債務に係るもの

(ハ) CFCが設立・組織された国以外の国の居住者の生命・健康に係るもの

ロ 前述イの危険以外の場合

前述イにいう契約書の発行又は再保険に係る保険料、その他の対価に実質的に相当する額を他の法人が受領するという契約の結果として生ずるもの

(所得計算)

保険所得の計算は、内国歳入法の関係規定により計算され、所得、費用、損失及び控除は適正に配分される。⁽⁹⁾

(キャプティブ・インシュランス・カンパニーに係る課税)

いわゆるキャプティブ・インシュランス・カンパニーに該当する場合には、関連者所得につき、CFCに対する株式所有要件の拡大(五〇%↓二五%)、米国株主等の株式所有要件の撤廃(一〇%基準の撤廃)により広範な課税が行われる。すなわち、次の(イ)に該当する場合にも、本制度の課税を受けることになる(キャプティブ・インシュランス・カンパニーに対する課税)(九五三(c))。

(イ) 定義等

キャプティブ・インシュランス・カンパニーについては、前述Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに述べたところを次のように修正の上、本制度が適用される。

A 米国株主等の定義

ここでいう米国株主等とは、外国法人の株式の所有に關し直接・間接所有要件を満たす者をいう。ここでは、みなし所有要件は適用されない。

B CFCの定義

CFCとは、前述ⅠにいうCFC（すなわち直接・間接にその株式の二五％以上を所有される外国法人）をいう。

C 持分割合相当額の定義

持分割合相当額とは、関連者保険所得だけを考慮した場合に計算されるものであること等一定の要件に基づき計算されるものをいう。

D 関連者保険所得の定義

関連者保険所得 (related person insurance income) とは、前述の所得（保険所得）のうち、①保険証書の発行、再保険に係る所得、でかつ②直接・間接に保険された者がその外国法人に係る米国株主等である場合又はその米国株主等の関連者である場合における所得、に該当する所得をいう。

E 関連者の定義

原則として、次の(A)又は(B)のいずれかに該当するものは、当該CFCの関連者として取り扱われる。

- (A) CFCの個人、法人、パートナーシップ、信託又は遺産とが支配又は被支配の関係にある場合
- (B) 当該外国法人を支配する者(同一又は複数の者)により支配される法人、パートナーシップ、信託又は遺産

ここで、支配とは、原則として直接・間接に五〇％超を支配する関係をいう。なお、法人の場合における役員、従業員又はパートナーシップの場合におけるパートナー、従業員としての役務の提供に係る債務を対象とする保険証券の場合には、当該役務を提供する者又は団体は関連者として取り扱われる。

(H) 適用除外

キャプティブ・インシュランス・カンパニーであっても、関連者保険所得が総所得の二〇％未満である等次のA、B又はCのいずれかに該当するときは、合算課税は行われない(九五三(6)(3))。

A 関連性が希薄な場合(二〇％未満の関連性ルール)

米国株主等とCFCとの関連性が弱い場合、すなわち、①外国法人の発行した保険又は再保険証書に基づき直接・間接に保険された者、又は②当該者の関連者、により直接・間接に所有された割合が当該CFCの議決権のある株式の合計の二〇％未満又は株式の価額の合計額の二〇％未満であるときは、関連者保険所得としての課税はされない。

B デ・ミニミス・ルール(二〇％未満ルール)

関連者保険所得の総所得に対する割合が僅少な場合、すなわち、次の算式により計算される(グロスインカム・ベース)割合が二〇％未満であるときは、その外国法人に係る関連者保険所得としての課税は行われ

ない。

当該法人の当該事業年度における関連者保険所得
 前述イ及びロを適用しないで計算した場合における事業年度の所得
 (すなわち、CFCの居住地域の危険の保険所得を含めた額)

C 国内事業実質関連所得としての選択⁽¹⁰⁾

次の三つの条件が満たされる場合には、非適格法人 (disqualified corporation) に該当する場合を除き、関連者保険所得に係る課税は行われない。

- (A) 関連者保険所得に関し米国内事業に実質的に関連する所得としての選択を行うこと
- (B) 当該関連者保険所得について米国の租税条約上の恩典 (八八四の恩典を除く) を放棄すること
- (C) 財務長官が定めるその他の条件が満たされること

非適格法人とは、事業年度中連続三〇日以上CFCに該当する外国法人をいう。

(ハ) 内国法人としての取扱いの選択

次のA～Dまでに定める条件を満たす外国法人は、内国法人としての取扱いが認められる。

- A 米国株主等の所有割合を問わずかつ直接・間接株式の所有割合が二五％以上となる基準を満たすCFCに該当すること

- B 仮にその外国法人が内国法人であったとしたならば内国歳入法の特定の規定 (subchapter LのパートI、

Ⅱ)を満たすものであること

C 租税が適切に支払われることを確保するためのレギュレーションに定める要件を満たすこと

D 米国の租税条約に基づき認められる恩典のすべてを放棄すること

この内国法人としての取扱いは、AとDの選択を行って初めて認められる。⁽¹¹⁾

(2) 外国基地会社所得（九五四）

イ 概要及び所得の計算（九五四(b)）

外国基地会社所得には、次のロくへに述べるように五つの所得があり、これらに共通する規定として後述(イ)から(ハ)に定めるものがある。なお、この(イ)及び(ロ)の規定は、前述(1)の保険所得に対しても適用がある。

(イ) 適用除外

外国基地会社所得等の額が少額である場合又は外国で低率の税負担となっていない場合、すなわち、次のA又はBに該当する場合には、合算課税は行われない。

A デ・ミニミス・ルール（五％or一〇〇万ドルルール）

外国基地会社所得（後述(ハ)に述べる経費の配分の規定を適用する前の所得をいう）及び総保険所得（gross insurance income）の合計額が総所得の五％又は一〇〇万ドルのうちいずれか少ない金額未満の場合には、外国基地会社所得又は保険所得はないものとされる。

B 高率課税所得（九〇％超ルール）

外国基地会社所得及び保険所得に係る規定の適用上、CFCの所得が内国歳入法（二一条）に定める最高

税率の九〇％超の税率で外国で課税されていることを納税者が証明したときは、これらの所得（外国基地会社石油関連所得を除く。）は、外国基地会社所得又は保険所得とはされない。

(四) フル・インクルージョン（七〇％超ルール）

CFCの所得のうち合算対象所得が一定割合を超えている場合、すなわち、外国基地会社所得（後述(イ)を適用する前の所得をいう。）及び総保険所得の合計額が総所得の七〇％超のときは、総所得の全額が外国基地会社所得及び保険所得として取り扱われる（但し、前述(イ)、B及び後述(ハ)の規定の適用がある。）。なお、ここにいう総保険所得及び前述(イ)Aにいう総保険所得とは、前述(1)にいう総所得（九五三に規定するもの）のすべてをいう。

(ハ) 経費の配分

外国基地会社所得に対しては、適正に経費（租税を含む）が配分されなければならない。なお、この場合、特定の利子費用（CFCからそのCFCの米国株主等又は、その米国株主等の関連者であるCFCに対して支払われたものをいう。）は、外国同族持株会社所得のうち受動所得（passive income）に対して、まず配分されなければならない。これらの課税所得の計算は、米国税法に従って行われる。

ロ 外国同族持株会社所得（九五四(c)）

(イ) 外国同族持株会社所得の定義

外国同族持株会社所得とは、次のA～Eまでの所得をいう。

A 配分等 (dividends, etc.)

ここにいう配当等とは、配当、利子、使用料、賃貸料又は年金の五つの所得をいう。

B 特定の資産取引 (certain property transaction)

特定の資産取引から生ずる所得には、①前述Aの所得（但し、次の(ロ)Aを適用した後の所得に限る。）を生ずる資産、②信託、パートナーシップ又はREMICに対する持分、又は③所得を生じない資産、の売却・交換から生ずる所得（譲渡益から損失を控除した残額をいう。）が該当する。

但し、次の(A)又は(B)の所得は、特定の資産取引からの所得には含まれない。

- (A) regular dealer の場合は、当該資産の dealer としての事業の遂行に必要であることが合理的に認められる真実のヘッジ取引から生ずる譲渡益又は損失、並びに当該資産の売却又は交換から生ずる譲渡益又は損失
- (B) 棚卸資産の場合は、そのCFCにとって資本資産（一一二二(1)）である財産の売却又は交換により生ずる譲渡益又は損失

C 商品取引 (commodities transaction)

フューチャーズ、フォワードその他類似の取引から生ずる譲渡益がその損失を超える部分の金額は、商品取引から生ずる所得に含まれる。但し、次の(A)～(C)の所得は、商品取引から生ずる所得には含まれない。

- (A) 商品の生産者等としての事業の遂行上必要であることが合理的に認められる真実のヘッジ取引のうち特定要件を満たすもの

- (B) CFCの事業のすべてが実質上物品の能動的な生産者等の事業である場合における当該能動的事業に係る物品販売益

(c) 外国通貨為替益

D 外国通貨為替益 (foreign currency gains)

外国通貨為替益 (九八八 transaction に係るものに限る) がこの所得に該当するが、C F C の事業に直接関連する取引から生ずる外国通貨為替益は含まれない。

E 利子に相当する所得

利子に相当する所得 (実際に行われた貸付に対するコミットメント・フィーその他類似の額を含む。) がこれに該当する。

(H) 適用除外

次の A ～ C の所得は、次の D の所得に該当するものでない限り、外国同族持株会社所得とはされない。

A 能動的事業に係る賃貸料・使用料

これは、能動的事業を行うことから生じたもので関連者以外の者から受領した賃貸料・使用料をいう。

B 特定の輸出金融から生ずる利子

これは、銀行業から生じた輸出金融利子をいう。

C 関連者から生じた所得のうち次の (A)、(B) に該当するもの (但し、後述 D が優先適用される。)

(A) 利子・配当について

C F C が設立され又は組織された国において設立・組織された関連者のその国に有する資産の割合が全資産の大部分 (substantial) となる場合において、当該関連者から受領する利子又は配当

(B) C F C の設立・組織国において、財産を使用すること又は財産を使用する権利に関して関連者から受領した賃貸料・使用料

D 例外（支払者の所得を減少させるものに対する課税）

支払者又は他の C F C のサブパート F 所得から控除されることにより、支払者のサブパート F 所得を減少させ又は損失の基因となる利子、賃貸料又は使用料は前述 A、B の所得には含まれない。すなわち、これらの所得は外国同族持株会社所得として課税される（九五四(c)(3)(B)）。

ハ 外国基地会社販売所得（九五四(d)）

外国基地会社販売所得とは、基本的に、関連者間における動産（C F C の居住地国内で製造・消費されるものを除く。）の売買から生ずる所得をいい、具体的には、次の要件を満たすものが該当する。なお、利得、コミッション、手数料等形式のいかんを問わない。

（要件）

(i) 関連者に係る要件

- A 関連者からの動産の購入かつ他の者への販売
 - B 他の者への動産の販売で関連者のためのもの
 - C 他の者からの動産の購入かつ関連者への販売
 - D 他の者からの動産の購入で関連者のためのもの
- (ii) 製造等・消費等に係る要件

A 購入（又は関連者のために販売）された資産は、CFCの設立・組織国以外の国で製造・生産・採取等がなされたものであること

B 販売（又は関連者のために購入）された資産は、当該CFCの設立・組織国以外の国で使用・消費等がなされるものであること

この場合、「動産」(personal property)には、米国内で商業ベースに乗るような形で生産されるものでない農産物は含まれない。

（関連者の定義）

ここにいう「関連者」には、次の者が該当する。

(A) CFCと個人、法人、パートナーシップ、信託又は遺産（以下、法人等という。）とが支配又は非支配の関係にある場合の当該法人等という。

(B) 当該外国法人を支配する者（同一又は複数の者）により支配される法人、パートナーシップ、信託又は遺産

ここで支配とは、基本的に株式等の五〇％超が直接・間接に所有されている関係（九五八に定める関係）をいう。

（支店に係る別段の定め）

なお、支店に関し、別段の定めがある。すなわち、CFCが設立・組織国以外の国で支店等を通じて事業を行う場合には、その支店等は当該CFCの一〇〇％子会社として取り扱われる。当該支店の事業所得は、当該CFC

Cの子会社の所得とみなされ、これは、外国基地会社販売所得として取り扱われる。

ニ 外国基地会社役務所得（九五四^⑥）

外国基地会社役務所得とは、基本的に、関連者間における役務の提供（CFCの居住地国内で提供されたものを除く。）から生ずる所得をいい、具体的には、次に述べる要件を満たすものが該当する。

（要件）

技術上、産業上、商業上、科学上その他類似の役務の提供に関連して取得する所得のうち、次の(i)及び(ii)の双方の条件を満たすものが、外国基地会社役務所得とされる（後述の適用除外に該当するものを除く。）。

(i) 関連者のために行われたものであること

(ii) CFCの設立・組織国以外の国で提供されたものであること

（適用除外）

次の(i)又は(ii)に直接関連して提供される役務から生ずる所得は、外国基地会社役務所得とはされない。

(i) CFCが製造、生産等を行った資産についてその売却又は交換の直前に提供された役務

(ii) 当該資産の売却又は交換のための注文等の取得のための役務

ホ 外国基地会社海運所得

外国基地会社海運所得とは、基本的に、船舶・航空機の貸付・使用から生ずる国際運輸に係る所得をいい、具体的には、次の要件を満たすものが該当する（後述のいわゆる国内運輸に係る所得を除く。⁽¹²⁾）。

（要件）

外国商運に従事する船舶・航空機に関し、①使用又は使用するための貸付、②使用に直接関連した役務の提供、又は③売却、交換、その他の処分、から生ずる所得が外国基地会社海運所得とされる。

なお、外国基地会社海運所得の例としては、次に掲げる所得のうち外国基地会社海運所得に帰属するものがある。

- (イ) 間接外国税額控除の対象となる外国法人から受領する利子又は配当
- (ロ) 間接外国税額控除の対象となる外国法人の株式又は債権の売却・交換等から生ずる譲渡益
- (ハ) パートナシップの所得のうち分配されるべき持分 (distributive share)
(適用除外)

CFCの設立・組織国において船舶・航空機が登録されており、かつ、当該国内の複数地点において、船舶・航空機の使用又は使用のための貸付を行うこと又はこれと関連して生ずる所得(国内運輸に係る所得)は、

外国基地会社所得とはされない(九五四(b)(7))。

へ 外国基地会社石油関連所得(九五四(e))

外国基地会社石油関連所得とは、基本的に、石油・ガスの所在地国以外における鉱物資源加工所得、輸送所得等をいい、具体的には、次の要件を満たすものが該当する(後述の適用除外に該当する場合を除く)。

(要件)

外国基地会社石油関連所得とは、①当該外国に所在する石油・ガス井から採取された石油・ガス、並びに②石油・ガス又は石油・ガスの主要生産物(次のいずれかに該当するものをいう。)に関して当該外国の源泉か

ら生じた所得以外の石油関連所得をいう。

- (イ) 当該外国法人又はその関連者が当該外国において使用又消費するために売却したもの
- (ロ) 船舶又は航空機用の燃料として当該外国において船舶又は航空機に積み込まれたもの
なお、ここにいる石油関連所得には、具体的には、例えば、次のような所得が含まれる（九〇七(c)(2)(3)）。
- (イ) 石油・ガス井から採取された鉱物資源を主要製品に加工することから生ずる所得
- (ロ) 当該鉱物資源又は主要製品の輸送から生ずる所得
- (ハ) 当該鉱物資源又は主要製品の売却から生ずる所得
- (ニ) 間接外国税額控除（九〇二）の適用の対象となる外国法人から受領する配当又は利子
- (ホ) 合算所得に係る外国税額控除（九六〇(a)）の適用上支払われたものとみなされる租税に係る額
前述(ニ)及び(ホ)については、外国基地会社石油関連所得に帰属する部分のみが含まれる。

（適用除外）

- 前述（要件）の規定は大規模石油生産者（large oil producer）に対してのみ適用される。ここにいう、大規模石油生産者とは、その法人の属する関連グループの外国原油又は外国天然ガスの平均日産量が千バレル以上である法人をいい、関連グループとは、当該外国法人又は当該外国法人の関連者からなるグループをいう。
- (3) インターナショナル・ボイコット所得（international boycott 所得）

国際的なボイコットへの参加又は協力を行う者に対し連邦所得税により罰則を課する目的から、例えば、ボイコットの対象とされた国の政府、企業、国民等との取引を行わないといった条件の下で事業を行う者に対し、その所得に

ついてサブパートF所得としての合算課税が行われる。⁽⁸³⁾ 具体的には、次のとおりである。

インターナショナル・ボイコット所得とは、次の算式により計算される額をいう（九五二(a)(3)）。

$$\left[\begin{array}{l} \text{CFCの所得のうち次の所得以外の所得} \\ \text{(イ) サブパートF (951) に基づき米国の者の総所得に合算されたCFCのE/P (注15参照)} \\ \text{(ロ) CFCが米国内において行う事業に実質的に関連する米国内源泉所得 (米国の租税条約に定める軽減又は免除を受けていないものに限る)} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{内国歳入法99に定める} \\ \text{international boycott factor} \end{array}$$

「international boycott factor」とは、次の算式により計算される割合をいう。

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{international boycott に参加している外国法人及びそのグループ} \\ \text{に属する法人の事業のうちその international boycott に関連する} \\ \text{事業に係る係数としてレギュレーションで定めるもの} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{当該外国法人及びそのグループに属する法人が全世界で行う事業} \\ \text{に係る係数としてレギュレーションで定めるもの} \end{array} \right]}$$

(4) 賄賂等の額（九五二(a)(4)）

この規定の趣旨は、CFCによる賄賂等の不法支払を通じた活動を抑制する点にある。米国の納税者は、一般的に、課税所得の計算上、賄賂等（illegal bribes and kickbacks）を損金に算入することが認められていない（一六二(c)）。すなわち、米国の者により支配されたCFCがこうした不法支払を行う場合にも、当該不法支払を合算所得としてその米国株主等の所有に合算することにより、前述の米国納税者に対する賄賂等の損金不算入と同一の効果を達成

する趣旨である。⁽¹⁴⁾

ここにいる賄賂等の額とは、政府の公務員、代理人等に対して当該法人のために直接・間接に支払われた賄賂、キックバック及びその他の支払をいい、支払者が米国の者だったとしたならば、The Foreign Corrupt Practices Act of 1977により違法とされるものをいう。

(5) 未承認国に係る所得（九五二(a)(5)）

この所得は、米国政府が承認していない外国から当該外国法人が稼得する所得をいう。

2 サブパートF所得に係る所得計算の通則（九五二(c)）

サブパートF所得の計算は、次の(1)～(5)に従って行われる。

(1) サブパートF所得の限度額（九五二(c)(1)(A)）

CFCのサブパートF所得は、当該CFCの当該事業年度に係るE/P⁽¹⁵⁾を超えないこととされる。その年度のE/P損失は、いかなる種類のものであれサブパートF所得から控除される（但し、翌年度に後述(4)の適用がある）。

(2) 過年度損失の繰越控除（九五二(c)(1)(B)）

サブパートF所得として米国株主等の総所得に合算された持分割合相当額のうち適格事業（qualified activity）に帰属するものから、適格損失（qualified deficits）のうち当該米国株主等の持分割合相当額の控除が認められる。ここにいう、適格損失等の定義は、次のイ～ホに述べるとおりである。

イ 適格損失の定義

適格損失とは、一九八七年一月一日以降に開始するCFCの事業年度のE/P損失（その外国法人がCFCに

該当していた期間のものに限るをいう。但し、次の(イ)及び(ロ)の条件を満たす損失に限られる。

(イ) 損失控除の対象となる所得の基因となる事業と同一の適格事業に係る損失であること

(ロ) 本規定により従前受けたものではないこと

なお、次のロの(イ)の外国基地会社販売所得及び(ニ)の外国基地会社役務所得については一九六三年から一九八六年までの損失の控除が認められ、(ロ)の外国基地会社石油関連所得については一九八二年から一九八六年までの損失の控除が認められる。

ロ 適格事業の定義

適格事業とは、次の所得を生ずる事業をいう。

(イ) 外国基地会社海運所得

(ロ) 外国基地会社石油関連所得

(ハ) 外国基地会社販売所得

(ニ) 外国基地会社役務所得

(ホ) 保険所得及び外国同族持株会社所得（但し、適格保険会社の場合に限る）

(ヘ) 外国同族持株会社所得（但し、適格金融会社の場合に限る）

ハ 持分割合相当額の定義

持分割合相当額とは、次のいずれか低い割合に相当する合算所得をいう。

(イ) 当該課税年度末における持分割合

(二) 損失が発生した課税年度末における持分割合

ニ 適格保険会社の定義

適格保険会社とは、当該課税年度及び損失が発生した外国子会社の課税年度において能動的な保険事業を支配的に (predominantly) 行っていたCFCをいう。

ホ 適格金融会社の定義

適格金融会社とは、当該課税年度及び損失が発生した過去の課税年度において能動的な銀行業、金融業その他類似の事業を支配的に (predominantly) 行っていたCFCをいう。

(3) 関連会社損失の控除 (九五二(c)(1)(c))

CFCは、適格グループ会社のE/P損失のうち適格事業に係る損失の額を当該CFCの適格事業に係るサブパートF所得から控除することを選択することが認められる。ここにいう適格グループ会社 (a qualified chain member) とは、CFCに関して次のイ又はロのいずれか一つの条件を満たす他の法人のうち、当該CFCと同一国において設立・組織された者をいう。

イ 損失が生じた他の法人の課税年度の全期間を通じ、当該CFCが当該他の法人の株式 (取締役の適格株式を除く) の一〇〇%を所有すること

ロ 損失が生じた他の法人の課税年度の全期間を通じ、当該他の法人が当該CFCの株式 (取締役の適格株式を除く) の一〇〇%を所有すること

なお、関連会社損失の控除は、前述(1) (サブパートF所得の限度額) 及び前述(2) (過年度損失の繰越控除) の適用

後に適用される。

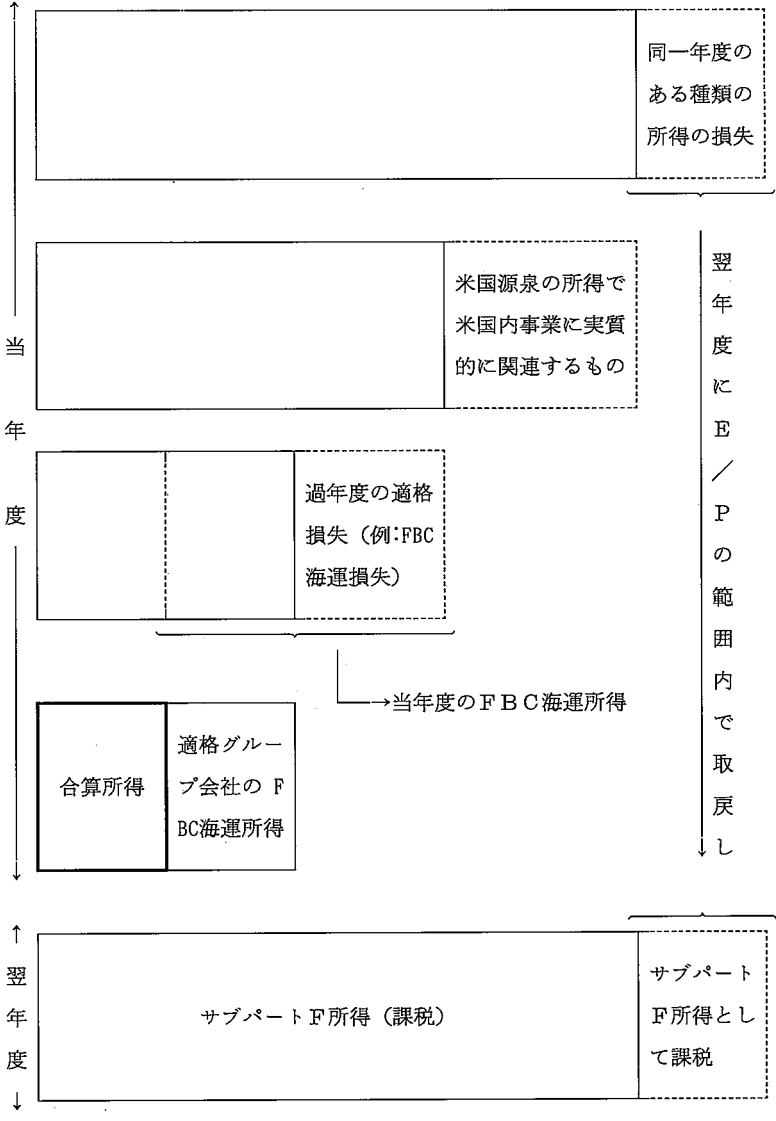
(4) 損失の取戻し（九五二(c)(2)）

サブパートF所得は、法人のその課税年度のE/Pを限度とすることとされている（前述(1)参照）。この規定に基づきサブパートF所得が減額されることとなった場合には、当該減額された額は、次の算式により計算される額の範囲内で後年度においてサブパートF所得とされる。その場合、この取戻し（recharacterization）の計算については、外国税額控除に定める取戻し（九〇四(f)(5)）の規定が準用される。

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \left(\frac{\text{後年度における当該}}{\text{CFCE/P}} \right) - \left(\frac{\text{その後年度における}}{\text{サブパートF所得}} \right) = \text{取戻しされる金額} \end{array}$$

以上前述(1)～(4)を図解すると、次のとおりとなる。

【図解】 サブパートF所得の計算（合算所得の算定）



(5) 具体的所得計算

米国株主等に合算される額は、CFCのサブパートF所得に対する米国株主等の持分割合相当額 (pro rata share) である。

持分割合相当額は、次のイにより算出された金額 (米国株主等が「直接・間接所有割合」に基づき受けることとなるであろう金額として計算されるものをいう。) からロに掲げる金額を控除した残額をいう (九五―(a)(2))。

- イ
$$\left[\begin{array}{c} \text{サブパート} \\ \text{F所得} \end{array} \right] \times \frac{\text{外国法人のその課税年度のうちCFCに該当していた期間}}{\text{外国法人のその課税年度の全期間}}$$
- ロ 米国株主等が所有するCFCの当該株式に対して当該課税年度中に他の株主に対して支払った配当の額 (但し、次の算式により計算される額を限度とする)。

$$(\text{算式}) \quad \text{サブパートF所得} \times \frac{\text{CFCがその課税年度のうち当該米国株主等が株式を所有していなかった期間}}{\text{CFCのその課税年度の全期間}}$$

前述の具体的所得計算に関し、具体例を示すと次のとおりである。

【例】 Reg. § 1. 951-1 (b)(2) Example (5)



(事實)

AはPの株式を一九六三年の全期間を通じ一〇〇%所有。

PはRの株式を一九六三年三月一日にC(非居住者)から六〇%相当分のみ取得。

Rは一九六三年に(Pが取得した株式について)三五の配当をCに分配。

CはRの株を一九六三年一月一日〜三月一日までの間の所有。

(計算) 1 一九六三年のRのサブパートF所得……………一〇〇

2 前述イにより算出される金額……………四八

$$100 \times 282/365 \times 60\% = 48$$

3 前述ロにより算出される金額……………一二

(1) Cへ支払った配当……………三五

$$(2) 100 \times 72/365 \times 60\% = 12$$

4 Aの持分割合相当額(Aが合算される金額)……………三六

$$48 - 12 = 36$$

(図) RのサブパートF所得

サブパートF所得		
20		80
8	32	40% (第三者が所有)
12	48	60% (C or Aが所有)
1.1		12.31
Cが所有していた期間		
3.14		
Pが所有していた期間		

3 海運事業等への投資の減少額 (九五五)

海運事業等のサブパートF所得がこれら事業に再投資されたことによって従前非課税とされており、後年度においてこれが引上げられた場合には、この非課税を取り戻す意味で引上げられた時点で課税するというのがこの規定の趣旨と考えられる。具体的には、次の(1)及び(2)の取戻し課税が行われる。

(1) 海運事業への投資の減少額

米国株主等の所得に合算されるCFCの額は、従前サブパートF所得から除外された所得のうち外国基地会社海運

事業への投資から引き上げられた額に係る持分割合相当額である。投資から引き上げられた額に係る持分割合相当額とは、「CFCの外国基地会社海運事業における適格投資の減少額」の持分割合相当額をいう。但し、次の額が限度となる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{1987年以前に外国基地} \\ \text{会社所得から除外さ} \\ \text{れた額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{CFCの外国基地会社海運事業から引き上げられた} \\ \text{サブパートF所得 (但し従前サブパートF所得から} \\ \text{除外された額に係るもの)} \end{array} \right]$$

なお、ここにいう適格投資の減少額とは、次の算式により計算される額をいうが、次の(イ)の額の合計額を超えないこととされる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{1986年以前に開始する年度のうち最も直} \\ \text{近の年度の末日における当該CFCの外} \\ \text{国基地会社海運事業への適格投資額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{問題になつてゐる課税年度の末日に} \\ \text{おける当該CFCの外国基地会社海} \\ \text{運事業への適格投資額} \end{array} \right]$$

(イ) その年度のE/P

(ロ) 一九七六年一月一日以降のE/P

(ハ) 開発途上国へ投資されたサブパートF所得のうち従前除外されたもの

また、投資の処分に関し損失がでた場合には、その損失を前述「減少額」から控除することが認められる。

外国基地会社海運事業への適格投資とは、①外国商運に使用される船舶・航空機、又は②これらの船舶又は航空機の使用に直接関連して提供される役務に関連して使用されるその他の資産、への投資をいう。

なお、当該CFCが他のCFCの株式・債権を保有する場合には、その株式・債権もここにいう「資産」とされる。但し、その資産が前述①又は②の目的のために使用されるものであることが条件となる。

(2) 開発途上国からの投資の引上げ額

米国株主等の所得に合算されるのは、開発途上国からの投資引上げ額のうち従前サブパートF所得から除外（開発途上国投資免除制度という）されたものの持分割合相当額（一九七五年租税改革法の施行前に効力を有していたものをいう。）である。この開発途上国投資免除制度は一九七五年租税改革法により廃止されている。ここで、投資引上げ額とは、原則として、前年度末における対開発途上国適格投資額と当年度末におけるそれとの差額をいう。

4 米国資産への投資の増加額（九五六）

(1) 概要

米国株主等により支配されるCFCが米国資産への投資を行った場合、当該投資は実質的にみて米国への配当であると考えられることから、当該米国株主等は、CFCによる米国資産への投資額のうち、原則として、前年度から増加した額について、合算課税が行われる⁽¹⁹⁾。

米国株主等に合算されるCFCの額は、課税年度において米国資産に投資された利益の増加額に対する持分割合相当額とされる。

CFCの利益(earnings)のうち「米国資産へ投資された額」とは、当該課税年度末日においてそのCFCが直接・間接に有する資産の合計額（仮に、その資産が分配されたとしたならば、「配当」になるようなものをいう。）をいう。

ここで、持分割合相当額とは、次の算式により計算される額に、CFCに該当していた期間の末日現在における米国株主等の持分割合を乗じて計算される額をいう。

(2) 米國資産の定義

「当該年度末における 前年度の米國資産へ 投資された額」	—	「前年度末における 前年度の米國資産へ 投資された額」	—	「当該前年に おいて支払 われた額」
------------------------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------

米國資産とは、一九六三年一月一日以後に取得された次のような財産をいう。

- (イ) 米國に所在する有体財産
 - (ロ) 内國法人の株式
 - (ハ) 米國の者の債権
 - (ニ) 特許權又は著作權、發明、モデル、デザイン、秘密方式又は秘密工程並びにその他類似の權利
- なお、これらの財産は、C F C により米國內における使用のために開發又は取得されたものであることが条件とされる。

前述の米國資産には、次のようなものは含まれない（適用除外）。

- (イ) 銀行業者への預金
- (ロ) 輸出用に購入された資産で米國內に所在しているもの
- (ハ) 外國商運のための運送に使用される船舶・航空機等
- (ニ) 海洋又は海底資源の採取、開發、運送の目的で使用される動産（船舶・航空機を除き、当該資産が米國の大陸棚で使用される場合に限る。）
- (ホ) C F C の資産の額のうち、一九六三年一月一日以後に留保した留保利益で米國源泉所得であることに基づき

サブパートF所得から除外されたものに相当する額

(ハ) 米国の関連者から取得した債権

前述の適用除外にかかわらず、米国資産には、米国の者である関連者から取得した事業上の債権で債務者が米国の者である場合の事業上等の債権も含まれる。

ここにいる関連者とは、サブパートFにいう米国株主等の他に家族等が含まれる。

V 二重課税の排除

前述Ⅳ（合算所得及びその計算）に述べた合算所得が既に米国株主等の所得として課税されており、当該合算所得が分配された時点で課税（益金算入）が行われることになれば、当該所得についての二重課税が生ずる（分配時における課税済合算所得についての二重課税の排除の問題：後述1参照）。また、CFCがその居住地国等で課税された所得について米国株主等に対して合算課税（米国の連邦所得税の課税）を行うことにより生ずるCFC居住地国等の法人税と連邦所得税との二重課税をどのように排除（外国税額控除）するかという問題も生ずる（合算時における外国税額控除の問題：後述2参照）。ここでは、こうした二重課税の排除が、米国の制度ではどのように行われているのかをみる。

1 課税済合算所得の分配に係る二重課税の排除（九五九）

米国の制度においては、次の(1)及び(2)のように、分配された課税済合算所得は、連邦所得税の適用上、受領者の益金（又は課税所得）に算入しないことにより二重課税が排除される。

(1) 米国株主等に直接分配された場合（益金に不算入）

サブパートFに基づき米国株主等がすでに課税されており、次のイ又はロに該当する場合（配当された場合又は実質的に配当とみてよい場合）には、これらイ又はロの額について、米国株主等は、益金不算入とされることにより課税されない仕組みとなっている。

イ 当該額が米国株主等に分配された場合

ロ 米国資産への投資の増加額の益金算入の規定（九五―(a)(1)(B)）に基づき米国株主等に課税されている場合

米国株主等へ直接分配された配当が益金不算入とされた場合、当該分配額は、原則として、内国歳入法上配当として取り扱われない（配当以外の分配として取り扱われる。但し、当該分配が直ちにE/Pを減少させないことを条件とする）。

(2) 他のCFICに配当された場合（合算所得に不算入）

CFICのE/Pが米国株主等に対して合算課税されている場合において、当該CFICが支配関係（chain of ownership）を通じて他のCFICに対して当該課税済E/Pを分配したときは、当該他のCFICに対するサブパートFの適用上、当該分配額について米国株主等に対する合算課税は行われない。

2 外国税額控除（九六〇）

(1) 合算年度に係る外国税額控除（九六〇(a)(1)）

CFICの所得に対する外国法人税と合算所得に対する連邦所得税との二重課税は間接外国税額控除の規定に乗せて排除される。すなわち、CFICの所得に関し合算課税を受けた米国株主等である内国法人は、当該合算額を配当とみ

なした上で間接外国税額控除に係る規定（九〇二）を適用して外国税額控除を行うことが認められる。合算所得は、実際に配当が行われたわけではないことから、間接外国税額控除を行うために、合算所得を配当とみなすという立法上のテクニックが使われており、内国歳入法上外国税額控除の別段に定め（九六〇）として規定が置かれている。この具体的内容は、次のとおりである。

（CFCに係る外国税額控除）

サブパートFに基づき、次のイ〜ハに掲げる法人の留保利益（E/P）に帰する額が内国法人の総所得として合算された場合には、当該内国法人は間接外国税額控除（九〇二に定めるものをいう。）における場合と同様に、当該外国法人の納付した外国所得税を支払ったものとみなされる。支払ったものとみなされる額とは、間接外国税額控除の規定（九〇二）に定めると同様の方法で計算された額をいう。この場合、内国法人の総所得に合算された額は当該外国法人からの配当であるものとして計算される。

- イ 第一法人……………内国法人により議決権のある株式の一〇％以上を所有される外国法人をいう。
- ロ 第二法人……………第一法人により議決権のある株式の一〇％以上を所有される外国法人をいう。
- ハ 第三法人……………第二法人により議決権のある株式の一〇％以上を所有される外国法人をいう。

なお、前述イ及びロに掲げる法人については、例えば、内国法人からこれら第二、第三法人までの各段階における所有割合を各々乗じて計算された割合が五場合以上であることとの要件（percentage-of-voting-stock requirement）を満たしていることが条件とされる。

(2) 配当年度における外国税額控除（九六〇(a)(2)(3)、(b)）

イ 原則（合算時に間接外国税額控除の対象とならなかったもの）

CFCが納付した外国法人税のうち米国株主等に対する配当の基になったE/Pに対して課された租税で過年度（米国株主等に対する合算時）において当該米国株主等である内国法人が支払ったものとみなされた額は、既に外国税額控除が行われていることから、当該内国法人の配当受領年度においては益金不算入とされる（前述(1)参照）とともに、それに対応して、外国税額控除の対象とはされないこととされている。しかしながら、合算時に内国法人によって支払われたものとみなされなかった外国法人税、例えば、孫会社の所得（五〇）がある年度に米国株主等に合算課税され、その後の年度にこの五〇が子会社に配当され、当該子会社がこの五〇についてその居住地国に對して外国法人税（二〇）を納付し、当該子会社が残りの三〇を米国株主等に配当した場合における当該子会社の外国法人税二〇については、次のような定めがある。すなわち、米国株主等は、配当（三〇）についてその受領時にIRC九五九に基づき、益金不算入の適用を受けることとなるが、この配当三〇は、当該配当の基となった利益に対する外国法人税のうち前述(1)に基づき内国法人によって支払われたものとみなされた部分以外の部分（二〇）について、間接外国税額控除を行う必要があり、この間接外国税額控除の規定（九〇二）の適用を考へる場合に限って、当該内国法人の受領配当として取り扱われる（九六〇(a)(2)(3)）。

ロ 合算後に課された外国法人税に対する取扱い

合算時には合算所得に対する外国法人税が課されていなかったものが、その後に外国法人税を課されることとなった場合には、やはり二重課税の排除を行う必要が生ずる。この場合の二重課税排除に関し、立法技術上は、後述のように、控除限度額の増加というテクニックを通じて行われる（九六〇(b)(1)(2)）。

(控除限度額の増加が認められるための要件)

次の(イ)～(ハ)の三つの条件のいずれにも該当する場合には、当該分配額を受領した年度の外国税額控除の限度額(九〇四に定めるものをいう。)は、後述(増加額の計算)に述べる額だけ増額される。

(イ) 納税者が次のA又はBのいずれかに該当すること

A CFCの額について合算すべき年度において外国税額控除の規定(九〇一～九〇八)の適用を選択すること

B 外国又は米国属領に対し、当該年度において外国法人税を支払わなかったか又は外国法人税額が生じなかったこと

(ロ) 納税者が、次のA～Cの三つの条件を満たす分配額について、当該分配額を受領年度において外国税額控除の規定(九〇一～九〇八)の適用を受けることを選択すること

A 前述(イ)にいう課税年度において合算課税を既に受けていること

B CFCの留保利益(E/P)に帰属するものであること

C 受領した時に九五九(前述I参照)に基づき益金不算入となること

(ハ) 納税者が当該分配額を受領した年度において、当該分配額に関して外国等に対して外国法人税を支払った、若しくは、支払ったものとみなされた又は外国法人税を生じたこと

(増加額の計算)

増加額の計算に關し、当該分配額を受領した年度における外国税額控除限度額の増加額は、次のAに掲げる金額からBに掲げる金額を控除することにより計算される額とされる。但し、当該増加額は、当該分配額に關して支払った

又は支払ったものとみなされた租税の額が限度となる。

A 合算により増加した限度額

合算年度の外国税額控除限度額のうち、合算所得を含めることによってその年度において増加することとなった部分

B 合算年度に納付した租税

外国等に支払った若しくは支払ったとみなされる租税又は外国で生じた租税の額で次の(A)及び(B)の二つの条件を満たすもの

(A) 合算年度において外国税額控除が受けられる税額

(B) 合算所得を総所得に含めなかったとしたならば外国税額控除が認められなかったであろう税額

ハ 外国税額控除を選択しなかった場合の外国税の損金不算入

次の(i)及び(ii)二つの条件が満たされる場合には、配当受領年度において、当該配当について外国等に支払った外国税につき内国歳入法(一六四)に基づく控除は認められない(九六〇(b)(3))。

(i) 納税者が合算年度において外国税額控除を適用することを選択したこと

(ii) 次の二つの条件に該当する場合において、配当受領年度に外国税額控除の適用を選択しなかったこと

A 当該配当を受領した年度において、当該配当につき益金不算入の適用を受けたこと

B 当該受領した配当は、CFCのE/Pに帰属するものであり、かつ、合算年度において合算されたものであること

(3) 外国税額の還付 (九六〇(b)(3))

前述(2)・ロにより計算される限度額のうち内国歳入法の規定に基づき計算されることとなる税額を超える部分は、その課税年度の過払い税額 (overpayment) とされ、還付される。

(4) 控除限度額の計算 (九〇四(e))

外国税額控除の限度額の計算は、一般の外国税額控除の方法により行われる。控除限度額の計算上、米国内源泉所得となるか米国外源泉所得となるかは重要な問題である。米国の制度には、租税回避の防止を目的とするサブパート F の趣旨を反映した (ある意味では合理的とも考えられる) 特別の源泉規定が定められている。すなわち、米国の制度においては、次の所得が米国内源泉所得とされる。

イ CFC の合算所得のうち米国内源泉所得からなる部分に相当する額

CFC の合算所得のうち、米国有外国法人 (United State Owned Foreign Corporation。基本的に米国の者により五〇%以上を支配される外国法人をいう。)(17) が取得する米国内源泉所得に帰属する所得は米国内源泉所得とされる。

ロ CFC から受領した配当のうち、CFC の E/P に占める米国内源泉相当額の割合 (但し、当該割合が一〇%以上の場合に限る。)(18) に相当する額

米国有外国法人が支払う配当のうち、次の算式により計算される割合 (United State source ratio。米国内源泉割合という。)(19) に相当する額は米国内源泉所得とされる。

(算式)

その年度の米国内源泉所得に相当する部分
 米国内源泉所得のうち米国内源泉所得に相当する部分
 米国内源泉所得 (E/P)

ハ CFC から米国株主等又はその関連者が受け取る利益でそのCFCの所得のうち米国内源泉所得に配分されるべきものに相当する額

米国所有外国法人が支払う利子のうち、次の二つの条件のいずれにも該当する場合には、当該利子は米国内源泉所得とされる。⁽¹⁸⁾

(イ) 当該利子の受領者は、サブパートF(九五―(b))に定義する米国株主等であるか又は当該米国株主等の関連者(二六七(b)に定める者をいう。)であること。

(ロ) 当該利子は、当該米国所有外国法人の米国内源泉所得に対して合理的に配分されるものであること。

Ⅵ CFC株式の出資価額の調整

CFCの所得が米国株主等の所得に合算して課税されかつ当該所得がCFCから米国株主等に対し分配されていない状態は、あたかも当該米国株主等が当該CFCに対して出資を行ったものと同様に考えることができる。⁽¹⁹⁾

そこで、米国の制度では、このような考え方から、次の1及び2のようなCFC株式の出資価額の調整規定が設けられている。

1 合算時の調整(増額)(九六―(a))

(1) 内国法人等の場合

次のイ又はロに掲げる株式の帳簿価額(basis)は、米国株主等の所得に合算すべき金額に相当する額だけ増額される。但し、米国株主等の所得に実際に合算された額を限度とする。

イ CFCの米国株主等の有する株式の帳簿価額

ロ 株式のみなし所有の規定に基づきCFCの株式を所有するものとみなされる者の資産の帳簿価額

(2) 個人株主の場合

当該課税年度において法人課税を受けること（九六二に基づく課税）を選択した米国株主等である個人については、内国歳入法に基づいて納付された税額に相当する額を限度に、当該合算を要求された金額について前述(1)の増額が行われる。

2 配当時における調整（減額）（九六一(b)）

(1) 内国法人等の場合

受領した配当について益金不算入となる額を受領した米国株主等又は米国の者は、その株式の帳簿価額（adjusted basis）を、合算された分だけ減額しなければならない。

(2) 個人株主の場合

過年度において法人課税を受けることを選択（九六二）した米国株主等である個人は、九六二(d)の適用（後述Ⅶ・2参照）により益金不算入となった額^(a)、すなわち、内国歳入法九六二(d)にいう（合算所得につき支払われる）米国の租税の額）を限度に前述の減額が行われる。

(3) ゲインとして取り扱われる額

配当受領時に益金不算入とされた額（九五九(a)）が配当の基となった株式の帳簿価額を超える場合、当該超過額は、その資産の売却又は交換によるゲインとして取り扱われる。

Ⅶ 法人課税を選択する個人（九六二）

個人である米国株主等を法人である米国株主等と同様に取り扱う趣旨から、個人である米国株主等に対し、サブパートFの適用に限り、選択により、法人としての課税を受けることが認められている（後述1）。但し、法人課税と全く同様に取り扱うことが合理的でない点については一定の調整措置が採られている（後述2）。

1 合算時における課税取扱

法人としての課税を選択した個人である米国株主等については、次の二つの租税上の効果が生ずる（九六二(a)）。

(1) サブパートF条項に基づき合算された所得に対する税額は、内国歳入法一条（個人に対する税率）及び五五条（ミニマム・タックス）ではなく一一條（法人に対する税率）及び五五条に基づき、当該額が内国法人に受領されたものとして計算された税額とされる。

(2) 外国税額控除の適用上、当該額は、内国法人により受領されたものとして取り扱われる。

2 配当時における課税取扱

CFCのE/Pについて、ここにいう選択を行っている場合において、このE/Pが後に配当されたときは、配当の益金不算入の規定（九五九(a)(1)）にかかわらず当該選択に係る合算所得に対して支払われる租税を超える部分の配当額は総所得に算入される（九六二(d)）。

Ⅷ 他の規定との適用関係

1 サブパートF条項とFIC条項との関係

FICすなわち外国投資会社 (foreign investment company) とは、一九四〇年投資会社法上の外国法人である管理会社 (a management company) 等で主として投資、証券の売買等を行うもののうち米国の者によりその株式の五〇％以上を所有される法人をいい、当該会社の株式の売却益は、当該会社のE/Pのうち当該米国の者の持分割合相当額を限度に、通常の所得としての課税取扱いが行われる (一二四六、一二四七)。

次の二つの条件が満たされる場合には、当該米国株主等は、サブパートF条項に基づく合算を行うことは要しないこととされている。

(1) FICに係る規定 (一二四七) に基づき有効な選択を行っていること

(2) 米国株主等がFICに係る規定 (一二四七(c)) にいう適格株主 (qualified shareholder) に該当すること

2 サブパートF条項とFPHC条項との関係

FPHCすなわち外国同族持株会社 (foreign personal holding company) とは、五人以下の米国市民等によりその株式の五〇％超を所有されている外国法人でその総所得の五〇％以上が外国同族持株会社所得からなるものをいい、これに対しては、その留保所得の一定割合を当該市民等の所得に合算する等の課税が行われる (五五一―五五八)。

米国株主等の総所得に対する合算が、サブパートF条項とFPHC条項 (五五一) との両方に基づき行われることとなる場合には、当該合算額は、サブパートF条項 (九五一(a)(1)(A)) に基づき課税する。

3 サブパートF条項とFSC条項との関係

FSCすなわち外国販売法人 (foreign sales corporation) とは、米国と情報交換規定を有する租税条約を締結した

外国で設立され、株主が二五人以下である等の要件を満たす法人をいい、その免税外国貿易所得は、米国内事業に実質的に関連しない国外源泉所得とされる等の取扱いが行われる（九二一―九二七）。

F S C 条項にいう外国貿易所得及び控除は、サブパート F 条項の適用上考慮されない。

4 サブパート F 条項と P F I C 条項との関係

P F I C すなわち受動所得稼得外国投資会社 (passive foreign investment company) とは、外国法人でその総所得の七五％以上が受動所得であるもの等をいい、その株主である米国の者に対し、当該外国法人からの超過配当等について特別の課税が行われる（一二九一―一二九七）。

米国株主等の総所得に合算される額がサブパート F 条項及び P F I C 条項（一二九三）の両方の規定に基づき課税されることとなる場合には、当該額はサブパート F 条項に基づき課税される。

K 株主の帳簿書類の備付け等

C F C の米国株主等である者又は従前に C F C の米国株主等であった者は、このサブパート F 条項を適用する上で必要なものとしてレギュレーションで定めるところに基づき、記録 (records) 及び勘定 (accounts) を備え付けなければならない。また、英語以外の言語のものについては、正確な英語訳を付ける等の義務がある（九六四(c)、Reg. § 1. 964-3 (a)）。

なお、C F C の米国株主等に対しても適用される帳簿書類の備付け、提出等に係る一般規定として内国歳入法六〇〇一がある。これは、すべての納税義務者は、記録 (records) を備え付け、文書 (statement) を提出し、申告書

(return)を作成し、その他レギュレーションで定めるところに従う旨定めるものである。

第三節 米国の租税条約上の制度

米国は、現在（一九八九・六・三〇）、三八か国との間で所得に対する二重課税排除のための条約（租税条約）を締結している。⁽²⁾ 米国は、従前、イギリス、オランダといった国との間の租税条約において、いわゆるタックス・ヘイブンといわれる国・地域（オランダ領アンティール、英領ヴァージン諸島等）への拡大適用を行ってきた。その後、米国とこれらタックス・ヘイブンとの条約の濫用が目に見えるところとなり、一九八〇年代に入り、次々と、これらの国・地域との間の租税条約の適用関係を失効させてきている。それとともに、近年における米国は、条約当事国以外の国の居住者（第三国居住者）によって利用されることを防止する目的から、いわゆるトリートイ・ショッピング条項を規定した条約を可能な限り締結することとしてきている。そこで、以下に、(1) 国際的租税回避防止を目的とした条項としての性格を有するトリートイ・ショッピング条項を規定した米国租税条約の変遷、(2) 米国租税条約ポリシーのうちの国際的租税回避防止に係るものを示す米国モデル租税条約の関連規定、及び(3) 最近の米国の租税条約におけるトリートイ・ショッピング条項の内容について概観する。

I トリートイ・ショッピング規定の変遷

トリートイ・ショッピング条項を規定した条約としては、一九六六年の米英租税条約補足議定書を含め、例えば、以下のような規定が設けられてきた。

1 非居住者による二五％以上出資法人に対する不適用を規定した例

米英租税条約補足議定書では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から取得する利子、配当、使用料については、(1)当該法人の他方の締約国において課される租税が当該他方の締約国の法人の通常課される租税より著しく低く、かつ、(2)当該一方の締約国の居住者でない個人かつアメリカの市民でない者により当該法人の資本の二五％以上が直接・間接に保有されている場合には、条約上の配当、利子、使用料の規定を適用しない旨規定していた。この規定は、要するに、第三国の居住者により実質的に支配される法人を租税条約当事国の一方に設立して他方の当事国の租税を免れることへの対処のための規定である。この規定に類した規定は、その後、アイルランド、ノルウェー、トリニダード・トバコ、カナダ等との間で締結された。

2 持株会社に対する不適用を規定した例

米・ルクセンブルク条約(一九五〇年)では、ルクセンブルクの法律に定める租税上の特別措置に基づき恩典を与えられる持株会社の所得又は当該持株会社の株主が当該持株会社から取得する所得に対しては条約を適用しない旨定めらる。これは、ルクセンブルクの持株会社を介在させることにより実質的に全く無税で所得を留保又は取得できることの濫用に対する防止規定である。

3 特定法人に対する条約の不適用を規定した例

例えば、新米英租税条約(一九八〇年発効)では、次の(1)及び(2)のような規定を置いている。

(1) 前述1に同じ

(2) 米国の居住者である法人の総所得の八〇％超が米国外源泉であるときは、条約上の配当、利子、使用料条項を当

該法人には対して適用しない。

この規定の目的は、次の点にあると考えられる。

イ 一方の締約国が、投資会社又は持株会社の国外源泉所得に対し租税条約の恩典を与えているような状況の下で、第三国居住者が条約上の源泉税率の軽減の恩典を享受することによる濫用の潜在的可能性の防止

ロ 米国法人でその所得の八〇％超が米国外源泉である場合、当該米国法人が非居住者に対して支払う利子、配当は米国で源泉税が課されない（但し、当該米国法人が米国で通常の課税を受けていることを条件とする。）ことを利用して、第三国居住者が米国に法人を設立して英国から利子又は配当につき軽減税率を適用した上で受け取り、これを第三国へ無税で移転することの防止

Ⅱ タックス・ヘイブン国との租税条約の廃止

オランダ領アンティール、英領ヴァージン諸島、スイス等のタックス・ヘイブンとの租税条約は、トリリーティ・ショッピングに利用されるという問題が一九八〇年代に入り、顕在化してきた。このようなトリリーティ・ショッピングを放置した場合には、条約本来の趣旨が損なわれ、また、外国が米国と租税条約を締結する上でのデスインセンティブになることから、租税条約のネットワークを拡大していくとの米国政府の条約ポリシーの推進の障害ともなる得る。また、ひいては、これが米国の租税政策全般にも悪影響を及ぼすことが考えられるとともに、より現実的には、米国政府の歳入が減少するという問題の惹起にもつながる⁽²²⁾。こうした背景から、米国はタックス・ヘイブンとの租税条約を廃止してきている。

一九八〇年代にタックス・ヘイブンとの条約のうち廃止したのは次の国・地域との条約である⁽²¹⁾。

Tax Treaties Terminated			
相手国	失効日	相手国	失効日
British Virgin Islands	83. 1. 1	Rwanda	84. 1. 1
Antigua and Barbuda	83. 3. 26	St. Christopher-Nevis	84. 1. 1
Anguilla	84. 1. 1	St. Lucia	84. 1. 1
Barbados	84. 1. 1	St. Vincent and the Grenadines	84. 1. 1
Belize	84. 1. 1	Seychelles	84. 1. 1
Burundi	84. 1. 1	Sierra Leone	84. 1. 1
Dominica	84. 1. 1	Zambia	84. 1. 1
Falkland Islands	84. 1. 1	Zaire	84. 1. 1
The Gambia	84. 1. 1	South Africa	87. 1. 7
Grenada	84. 1. 1	Aruba	88. 1. 1
Malawi	84. 1. 1	Netherlands Antilles	88. 1. 1
Montserrat	84. 1. 1		

Ⅲ 米国モデル租税条約

ここにいう米国モデル租税条約とは、いわゆる所得に対する二重課税排除のためのモデル租税条約である⁽²³⁾。モデル租税条約は、米国政府の租税条約のポリシーを示すものとして公表されたものであり、米国政府が外国政府と租税条

約の締結又は改訂交渉を行う際の米国側のスターティング・ポイントとなるものである。⁽²⁴⁾ 米国モデル租税条約は、一九七七年に最初に公表され、その後、一九八一年六月にその改訂版が発表されている。トリリーティ・ショッピング条項は、一九七七年モデル租税条約において導入され、一九八一年に改訂されているが、さらに、一九八一年一月二月には、このトリリーティ・ショッピング条項のみに⁽²⁵⁾ついての検討素案が作られている。以下、これらの内容をみてみる。

1 一九七七年モデル租税条約の規定

この条約（一六条）の骨子は次のとおりである。

一六条（投資会社・持株会社）

次の二つの条件のいずれもが満たされる場合には、条約上の利子、配当又は使用料条項の規定を適用しない。

(1) 一方の締約国の居住者である法人の株式の二五%以上が当該一方の締約国の居住者でない個人により直接・間接に所有されていること

(2) 配当・利子又は使用料を受領した一方の締約国の法人に対する課税が、当該一方の締約国における租税特別措置により、事業所得に対する通常の課税に比較して実質的に低いこと

前述(1)は、第三国居住者の利用を直接的に防止するためのもので、前述(2)は、これをも含め実質的に非課税となる法人の利用に対処する目的のものと考えられる。

2 一九八一年モデル租税条約の規定

(1) この条約の内容は、次のとおりである。

一六条（利益の制限）

(第一項)

一方の締約国の居住者（個人を除く。以下同じ）は、次の(a)及び(b)の二つの条件に該当しない場合には、この条約の適用を受けることができない。

(a) 当該居住者に対する持分の七五％超が当該一方の締約国の居住者である個人により直接・間接に所有されていること

(b) 当該居住者の所得の実質的な部分が、当該一方の締約国以外の国の居住者でありかつ米国民でない者に対する債務（利子及び使用料の債務を含む）の支払に充てられること

(a)の適用上、一方の締約国の公認の株式市場でその株式の実質的部分が取引されている法人は、一方の締約国の個人居住者によって所有されているものと推定される。

(第二項)

当該居住者の取得・管理及びその事業の運営の目的が主としてこの条約の恩典を利用するためのものではないことが決定される場合には、第一項は適用されない。

(第三項)

一方の締約国によってこの条約に基づき他方の締約国の居住者に対して与えられる租税の軽減・免除は、軽減・免除されるべき所得に対する他方の締約国の租税が他方の締約国の法律に基づき当該他方の締約国源泉の類似の所得に対して課される租税よりも著しく低い税負担となる場合には、適用されない。

(2) 一九八一年モデル租税条約の背景及び意義

第一項の規定は、一九八一年モデル租税条約で新しく租税回避に対処する規定として導入されたものである。この規定のねらいは、例えば、米国の者によりオランダ領アンテールに設立された子会社が第三国から資金を取り入れて米国の者に貸し付けた場合において、米国の者からアンテール子会社に支払われる利子に対しては、当該子会社の受取利子を取り入れ資金に係る支払利子に充てるような場合に、条約の適用を否定し国内税法で源泉税を課すことができるようにしたことにある。

3 一九八一年二月の検討素案（一六条関係）

(1) 規定の内容

一六条（投資会社及び持株会社）

（第一項）

一方の締約国の居住者である法人は、次のa)、b)又はc)のいずれかを立証しない限り、他方の締約国において所得、譲渡収益又は利得に対する課税についての軽減又は免除を受けることができない。

a) 次のいずれかに該当すること

A) 当該法人の株式は一方の締約国の公認された株式市場に上場されていること

B) 当該法人は、公認された株式市場に上場されている法人により直接又は一方の締約国の居住者である一以上の法人を通じて、その株式の全額が所有されていること

b) 当該法人は、一方の締約国の居住者でない者で米国の市民でもない者により支配されているものではないこと

c) 次のいずれかに該当すること

- A) 当該法人の主たる目的が条約上の利益を受けることにあるものではないこと
- B) 当該法人は条約上の利益を受けることを主たる目的として事業を行うものではないこと
- C) 条約上の軽減・免除の対象である所得の基因となる持分又はその他の資産を取得又は維持することの主たる目的が条約上の利益を受けることにあるものではないこと

(第二項)

本条の適用上次のように取り扱われる。

- a) _____ 国においては、公認された株式市場とは、_____ をいう。

- b) 米国においては、公認された株式市場とは、次のものをいう。

A) the National Association of Securities Dealers, Inc. により所有されるナスダック・システム

B) 一九三四年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会に登録された証券取引所

- c) 所得の源泉地国の所得税に関する法律において、ある法人を直接又は間接に支配しているものとして取り扱われる者は、当該法人を支配しているものとして取り扱われる。

- d) 次に掲げる者により、法人の全ての種類の議決権のある株式の合計の七五％超が直接に所有されていること及びその法人のその他の株式の数の七五％超が直接に所有されていることを、当該法人が立証したときは、前述の規定にかかわらず、当該法人は第一項のb)に定める要件を満たしているものと推定される。

- (i) 米国の市民

- (ii) 一方の締約国の居住者

(iii) 一方の締約国が一つ以上の第三国との間で条約を有しており、それらの条約に定める軽減・免除の規定により当該一方の締約国が与えることとなる内容が、この条約に基づき（当該法人に対して）与える内容よりも軽減・免除の度合いが広いという状況の下における当該第三国の居住者

e) 次に掲げる場合に該当するときは、法人は、第一項のc)に定める要件を満たしたものと推定する。

(i) 軽減・免除される額が、当該法人の居住地国が実際に課する租税より大きいものでないこと

(ii) 次の二つのいずれにも該当すること

A) 法人はその居住地国で事業を行っていること

B) 他方の締約国において受けるべき軽減・免除は次のいずれかの所得に該当すること

a) 当該事業にとって付随的な所得であること

b) 当該事業に関して生ずる所得であること

(2) 意義

この素案は、一九八一年モデル租税条約が発表された後、その年の一月二三日に、財務省より、今後の米国の租税条約に盛り込まれるべき規定として、今後のあるべき規定を議論するためのタタキ台とする目的で作られたものである。その趣旨は、条約上源泉地国により与えられる恩典が第三国居住者によって利用されることを防止する見地から、一九八一年モデル租税条約一六条の規定にこだわることなく、トリイティ・ショッピング条項のようなものを入れていくべきであるとの意図があったようである。⁽²⁵⁾

4 一九八一年モデル租税条約と検討素案の比較

以下一九八一年モデル租税条約と一九八一年二月検討素案を比較してみると次のようになる。

【一九八一年モデル租税条約及び検討素案の比較】

項 目	一九八一年六月モデル租税条約	一九八一年二月検討素案
1 軽減又は免除の対象者	・個人以外の者	・法人
2 七五％超保有要件	・軽減又は免除を受けるための一次的要件	・一次的要件である「非居住者に支配された法人でないこと」についての二次的かつ便宜の客観的認識のための要件（納税者による立証を条件とする） ・他の条件で受けられる恩典よりも少ない恩典を本条約で受ける場合の本条約適用の容認規定あり
3 ベース・イロージョン規定（注26）	・規定あり	・規定なし
4 公認株式市場要件	・個人居住者による所有を満たすための二次的推定要件	・一次的要件 ・公認株式市場上場法人が間接的に所有するケースも軽減・免除を適用（拡大） ・立証義務が納税者にあることを明確化
5 条約の軽減・免除を受けるためにのみ法人の事業を行う場合の条約の不適用	・規定あり	・規定あり ・他に、法人の目的等が条約の恩典利用のためのものでないことと要件を追加

6	居住地国における類似所得との比較による不適用	・規定あり	・規定なし 但し軽減・免除される額と居住地国での実際課税額との比較による不適用の規定あり
7	居住地国における事業遂行要件	・(規定なし)	・あり(明確化) 但し、前述5の推定要件
8	問題の所得に係る居住 地国事業関連性の要件	・規定なし	・規定あり 但し、前述5の推定要件

5 一九八一年モデル租税条約と検討素案の評価

両者ともに、第三国居住者を条約の適用から排除するとの観点からみれば、かなり緻密な規定を置いているものといえる。

しかしながら、これらには、立証の負担がどの程度納税者又は当局に負わしめられるのかという点が最大の問題点となる⁽²⁷⁾。仮に、この点について執行上それほどの問題がないとすれば、実際上の採用可能性有りという意味で我が国を含む米国以外の国にとっても大いに参考となるものと思われる。

Ⅳ 米国が最近締結した租税条約

米国が主要先進国三か国(英、仏、独)と締結した租税条約における租税回避防止条項を比較してみると次のとおりである。

特にコメントすべき点は、例えば、一九八九年八月二九日署名の米西独租税条約⁽²⁸⁾(第二八条)においては、前述Ⅲの2及び3の米国モデル租税条約に類似した規定の他に新しい規定も盛り込まれており、今後の新しい二国間条約における租税回避防止規定の範を示すべく、多岐に亘った詳細な規定が置かれていることである。

【米国と主要先進国との間の租税条約の概要】

租 税 条 約 名	規定(トリートイ・ショッピング条項)の内容
英米条約(七九年署名) 第一六条 (注:米加条約にも類似規定あり)	・次の二つの条件のいずれにも該当する場合に条約不適用 ① 居住地国での配当等への課税がその国における他の所得に対する課税より輕課税の場合 ② その法人の持分の二五%以上がその法人の居住地国以外の者により支配されている場合 ・但し、持分の七五%超が適格者(相手国の居住者で五〇%超が当該相手国の居住者に支配されている法人)に所有されている場合には前掲①及び②に優先して条約が適用される。
米仏条約(八四年署名) 第二四A条	・次のいずれかに該当する場合に条約不適用 ① その者(個人を除く)の受益的持分の五〇%超が適格者(締結国の居住者である個人、公認株式市場上場法人等)により所有されているものでない場合 ② 公認株式市場に上場されている法人でない場合 ③ その者の設立・取得が条約の恩典利用目的でない場合
米西独条約(八九年署名) 第二八条	・次のいずれかに該当する場合に条約を適用する。 ① 個人及び次の(a)～(c)のいずれかの者に該当する場合 (a) 能動的事業(銀行業等以外の投資業を除く)を行うもの (b) 公認株式市場に上場されている法人 (c) 適格者(前掲(a)、(b)のような者)により五〇%超を支配される者で当該者の總所得の五〇%超が不適格者(適格者以外の者)に支払われるものでない場合の当該者 ② 前述①に該当しない者のうち権限のある当局により条約の適用を認められた者

第四節 米国のタックス・ヘイブン税制の執行確保に関する制度

ここでは、米国の情報収集、特に、海外に所在する情報を収集する規定として制度的にアメリカがどのような規定をもっているか及びそれに関連する罰則等の制度について概観する。⁽²⁹⁾

I 情報申告

タックス・ヘイブン税制は、その対象が外国法人であることから、当局にとっては、国外資料を入手できるか否か
がその税制の適正な執行の成否にかかわってくる。従って、税制の執行確保の観点からは、まず、納税者が申告義務を負う国外資料の範囲が適正か否かという問題、次に、こうした申告義務が履行されない場合にその履行のための罰則等の担保手段が適正か否かという点が問題となってくる。これらの点に関し、米国には、情報申告 (information return) という制度がある。特に、タックス・ヘイブン税制の執行に関連して、以下のような情報の入手のための定めがある。

1 概要

米国の者は、自己が支配する外国法人（原則として、議決権のある株式の合計又は株式の価額の五〇％超を直接間接に米国の者によって所有される者をいう。）に関し次の情報を提出しなければならない（六〇三八）。

- (1) 名称、事業の主たる場所、事業内容、設立地国
- (2) 未分配利益

(3) 貸借対照表

(4) 当該外国法人と次の者との間の取引の内容

イ 当該米国の者

ロ 当該米国の者が支配する他の者

ハ 当該外国法人の発行済株式の一〇％以上を有する米国の者

(5) 発行済株式の種類ごとの詳細及び発行済株式の価額の五％以上を所有する米国の者の名称、住所、所有株数

なお、財務長官は、前述の情報に関連する情報の提供を要求することができる。

2 罰則等

(1) 申告の懈怠

情報申告を怠った者は怠った事業年度ごとに一〇〇〇ドルのペナルティーを支払わなければならない。

(2) 申告懈怠の継続

財務長官が懈怠通知を郵送したときから九〇日以上経過したときは、当該者は九〇日を超えて経過する日について三〇日当たり一〇〇〇ドルの割合でペナルティーを支払わなければならない。但し、合計二四〇〇〇ドルを超えないこととされる。

(3) 外国税額控除額の減額

米国の者が期間内までに申告しなかったときは、外国税額控除（九〇一、九〇二及び九六〇）の適用上、外国税額が一〇％減額される。この不申告が、申告に係る通知後九〇日以上継続するときは九〇日を超える期間についてこの

一〇%減額の他に、三か月当たり五%相当額を別に減額する。

但し、減額幅には限度があり、次のうちいずれか大きい金額が限度とされる。

イ 一万ドル

ロ 不申告に係る外国法人の事業年度の所得

なお、ここにいる外国税額控除の減少額は、前述(1)及び(2)のペナルティーの分だけ減額される。

情報申告を怠ったことに対する罰則としては、金銭による罰金で対処するのが通常と考えられるが、米国では、これに加えて、外国税額控除の減額という手段をもって金銭による罰金と実質的に同様の効果を有する罰則を定めている。この点については、多様な執行確保規定を有しているものとして評価し得るものであろう。

Ⅱ 株式取得等に係る情報申告

納税者の国外事業は、必然的に国外投資、すなわち、外国子会社等の設立、外国法人の株式取得等とかわらざるを得ない。従って、納税者の株式取得に関する情報は、国際課税特にタックス・ヘイブン税制に基づく課税を執行していく上で、基本的かつ重要な資料である。この点に関し、米国には、株式取得等に関する次の1及び2のような情報申告及び罰則の制度がある。

1 概要

(1) 要件

次のイ、ロの者は、次の(2)に掲げる申告をしなければならない(六〇四八)。

イ 米国の者によりその株式の価額の五％以上が所有されている外国法人のオフィサー又はディレクターである米国民又は居住者

ロ 外国法人の株式の価額の五％以上を所有する米国の者又は次の者

(イ) 外国法人の株式の価額の五％以上を所有することとなる者

(ロ) 外国法人の株式価額を追加的に五％以上を取得する者

ハ 前述ロ以外の者のうち一九八七年一月一日後に保険所得に係る規定（九五三(c)）に基づき外国法人の米国株主等として取り扱われる者

ニ 外国法人の株式の価額の五％以上を有する者が米国の者となったとき

(2) フォーム及び申告内容

フォーム及び申告内容はレギュレーションで定めることになっておりレギュレーションでは、次の情報を申告することになっている。

A 株式取得者の名称、住所、TIN (taxpayer identification number)

B 株式取得の内容に係る情報

2 罰則等

申告書を提出しなければならない者が、それを期限までに提出しなかったとき又は提出はしたが法の要求する情報を示さなかったときは、一〇〇〇ドルのペナルティーが課される。但し、合理的理由があるときは、その限りではない（六六七九）。

Ⅲ 特別の調査関連国外資料要求

納税者に対する調査の遂行上必要な国外資料の入手ができない場合には、適正な課税の担保が困難となる。そこで、米国では、調査に必要な国外資料の入手のための制度として、次の1及び2のように特別の規定を導入している。

1 概要

調査 (examination) 上必要である国外資料を納税者から入手するための特別の調査関連国外資料要求 (formal document request) の郵送後九〇日以内に当該要求に実質的に従わない場合には、調査に係る課税についての民事管轄権 (jurisdiction of civil proceeding) を有する裁判所は、当該要求された国外情報の法廷での提出を禁ずることができ(九八二(a))。

但し、従わないことに合理的理由がある場合には、この規定は適用されない。なお、外国が納税者その他の者に対して要求に係る書類の開示について民事上又は刑事上のペナルティーを課すこととしていたとしても、それは「合理的理由」には当たらない。⁽³⁰⁾

2 定義等

(1) 特別の調査関連国外資料要求 (formal document request)
特別の調査関連国外資料要求とは、通常の要求手続 (normal request procedure) により調査に必要な資料が入手できなかった場合において、registered mail, certified mailにより発送された国外資料の提出要求をいう。要求の内容と

して、具体的には、次のもの（A～D）が記載される。

- A 書類の提出期限・場所
- B 従前提出された書類が不充分であることについての理由
- C 提出すべき情報の内容
- D 提出しなかった場合の効果

(2) 納税者の権利等

納税者の権利保護の観点から、納税者には、次の権利が認められている。

- A 納税者は、書類要求の郵送後九〇日以内にこの要求の取消を求めて訴えを提起することができる。
- B 前述Aの訴えの管轄は、連邦地方裁判所（United States District Court）である。
- C 前述Aの訴えが提起された場合には、九〇日の期間の進行は停止する。

(3) その他の定義等

A 国外資料（foreign-based documentation）

国外資料とは、米国外にある書類（documentation）であつてかつ調査の対象項目と関連するものをいう。

B 資料（documentation）

資料（documentation）とは、帳簿（books）及び記録（records）をいう。

C 財務長官及び裁判所は、九〇日の期間の延長をすることができる。

Ⅳ 外資系米国法人等の情報提出義務

外資系米国法人等の親会社等が有する資料に対する米国内国歳入庁の調査権限を強化し、主として移転価格税制（第一章（注116）参照。）の執行を円滑にする目的から、次の1に掲げる外資系米国法人等に対して、2に掲げる義務を課し、義務が履行されない場合は3の罰則を課することとしている（六〇三八A）。

1 情報提出義務者

情報の提出義務を負うのは、米国内で事業を行う次の者（外資系米国法人等）である。

(1) 米国内で事業を行う二五％外資（一の外国株主により二五％以上を保有される場合をいう。）の内国法人

(2) 米国内で事業を行う外国法人

2 提出すべき情報

(1) 外資系米国法人等は、その関連者及びその取引相手に係る次の情報を提出する義務及び米国内国歳入庁によるこれらの情報の提出要求に応じた迅速な提出が見込まれない場合には、これらの情報を米国内に保存する義務を負う。

イ 名称、主たる事業の場所、事業の種類、設立国名（法人の場合）、居住地国名（個人の場合）

ロ 当該外資系米国法人等との関係

ハ 当該外資系米国法人等との取引

ニ その他類似の情報で財務長官が定めるもの

なお、関連者とは、当該外資系米国法人等の二五％以上の株式を保有する外国株主、IRC四八二に規定する関連者等をいう。

(2) 国外の関連者と外資系米国法人等との間の取引についての資料提出・証言又は命令（サモンズ）に関する目的に限り、当該外資系米国法人等をその限定的代理人に指名することが義務付けられる。

3 罰則等

(1) 前述2・(1)の情報提出義務又は保存義務に違反した場合は一〇、〇〇〇ドルの罰金、当局の督促を受けた後九〇日以上経っても提出等に応じない場合は三〇日毎に一〇、〇〇〇ドルの罰金（上限なし）が課される。

(2) 前述2・(2)という代理人指名に国外の関連者が同意しない場合には、当該外資系米国法人等がサモンズに実質的に従わない場合には、当該外資系米国法人等が当該国外関連者との取引に関して支払った金額のうち、損金算入額又は資産コストとされる額は、財務長官の裁量で決定される。なお、この決定については限定的な司法審査において、納税者は、財務長官が裁量権を濫用したことについて明瞭かつ説得的な証拠によって立証する責任を負う。

V サモンズ

米国には、一般的制度として、申告の正確性の確認等のために、納税者の帳簿等の調査、納税者を召喚（サモンズ）の上証言を行わせる等の権限を当局に認める規定がある。特に、サモンズは、裁判所による執行を通じた逮捕、罰則等を含む強力な規定となっている。その内容は、次のとおりである。

1 サモンズの概要

(1) サモンズ (Summons) の権限等 (七六〇二)

財務長官は、①租税 (internal revenue tax) に係る申告の正確性の確認 (ascertaining) 及び無申告の場合の所得の把握を行い、②租税債務 (租税についての譲り受け人又は受託者 (fiduciary) の法律上の債務を含む。) を決定し、③前述②の債務を徴収するために、(イ) 調査に係る帳簿 (books)、書類 (papers)、記録 (records) 及びその他のデータの調査を行うこと、(ロ) 次の者に対し、財務長官の前に出頭し (appear)、帳簿等を提出し (produce)、(ニ) 証言 (testify) を行わせ、(ハ) 関連者に証言をさせること (但し、当該調査に関連するものに限る) の権限が与えられている⁽³³⁾。

イ 納税義務のある者

ロ 財務長官により証言等を行うことを要請された者

ハ 当該者の従業員等

ニ 納税義務者の事業に関連する記録を含む帳簿の占有等をしている者

(2) サモンズの限界

対象となる者について、司法省に対して行った事案の勧告 (Justice Department referral) が効力を生じている期間中は、サモンズは発せられず、財務長官はサモンズの執行手続き (七六〇四) を採らない (七六〇二(c))。これは、司法省に対して刑事訴追の勧告がなされた時点から、犯則調査は、司法省及び大陪審の専権事項であることによる。ここで、司法省への事案の勧告の効力は、①ある者が内国歳入法違反をしたという理由で当該者について長官が司法省に対し、大陪審の審査 (a grand jury investigation) 又は刑事訴追 (criminal prosecution) を求めている期間、②当該者に関連する申告、情報申告の開示が司法省から要求されている期間中生じている。また、司法省への勧告は、①司

法省が訴追しないこと等を決定した旨を長官に文書で通知したとき及び②刑事上の最終処分が行われたときに失効 (termination) する。

(3) サモンズの発出

サモンズの発出は、財務長官がアテスト (attest) 付きの副本を名宛人に手交する等により行われる。なお、ここでいうサモンズとは、帳簿等の調査等の規定 (六四二〇(e)(2)、六四二一(g)(2)、六四二七(j)(2)、七六〇二) に基づき発せられるものをいう (七六〇三)。

(4) サモンズの執行

サモンズは、当該者が居住 (reside) 又は発見 (found) された地域を管轄する連邦地方裁判所 (district court) が執行する。

サモンズは、財務長官の申請 (後述イ)、裁判官による執行、罰則の付加 (後述ロ) といった手続きで執行される (七六〇四)。

イ 拘引の申請

サモンズを発せられた者が、①サモンズに従うこと、②帳簿等を提出すること、又は③証言を行うこと、を棄避 (neglect or refuse) したときは、財務長官は、地方裁判所の裁判官 (judge) 又は US commissioner に対し、当該者による侮辱 (contempt) につき拘引 (an attachment) を申請する。

ロ 裁判官による執行

裁判官は、次のことを行い、サモンズに従うことを強制するために適当と認める命令を下し、当該者がこれに服

従しない等の場合には罰則を課す（7604(b)）。

(イ) 申請に関する審問を行う。

(ロ) 申請について満足すべき立証が得られた場合には、逮捕のため身柄拘束令状を発出する。

(ハ) 拘引対象者が現れたらその事案について審理する。

2 罰則

証言及び帳簿等の提出のために出頭すべき旨のサモンズの発出を受けた者が、それらを棄避 (neglect) したときは、当該者は有罪判決 (upon conviction) を経たのち次の罰則等が課される（七六〇四(b)、七二一〇）。

(イ) 一〇〇〇ドル以下又は一年以下の禁固又はこれらの併科

(ロ) 訴訟費用

VI 故意による情報不提出等の場合の罰則

故意で、申告しなかったり、情報を提出しなかったり、税を納付しなかったりした場合には、他に定める罰則に加え次のような罰則が課される。すなわち、次の1〜4に掲げる者は、軽罪 (guilty of a misdemeanor) となり、有罪の判決を経たのち、他に定める罰則に加え、(1) 二五、〇〇〇ドル（法人は一〇万ドル）又は一年以下の懲役のいずれか一方又は双方の併科及び(2) 訴訟費用の負担を課される。

1 租税 (estimate tax) を納付しなかったもの

2 当該申告を行わなかったもの

3 当該帳簿を備えつかなかったもの

4 当該帳簿を提出しなかったもの

なお、現金取引一万ドル以上の情報申告に係わる規定（六〇五〇一）について、故意による違反があった場合、前述の「一年」は「五年」とされる。

第五節 米国における司法上の理論

米国の租税訴訟例の中には、例えば、実質主義（substance over form）、⁽³⁵⁾ みせかけの取引（sham transaction）、事業目的テスト（business purpose test）といった考え方で納税者の形式上の取引を否認して課税するものが見受けられる。

これらの概念の意義及びそれぞれの相違は、論者によって異なり、必ずしも明確になっているものとはいえない。また、これらの概念は相互に重なり合う部分が存在する⁽³⁵⁾。

一般的には、substance over formとは、経済的、社会的事実（economic or social reality）又は実質（substance）を税務当局に開示された（reported）契約又は私法上の形式よりも優先させる考え方を⁽³⁶⁾いうものとされる。shamとは、事実を隠蔽することすなわち人為的になされた又は異常な私法上の形式を⁽³⁷⁾いうものとされる。business purposeとは、課税上個々の取引には事業上の目的又は動機が存在が不可欠の条件であるとする考え方を⁽³⁸⁾いうものとされる。米国におけるこれらの概念の意義は、論者によってその解釈が区々であり、⁽⁴⁰⁾ また、どのような課税事案に対しても一般的に適用される統一的な確固な理論というよりは、個別事案の審理に当たり個々に適用していくといった形で、

個々の判決において使われてきているように見受けられる。

本稿の目的であるタックス・ヘイブン絡みの課税事案に対してこうした考え方が用いられる可能性というのも、恐らくは、個々の事案の内容によるものと思われることから、ここでは、こうした理論の紹介にとどめる。

次に、参考までにこれらの考え方について、米国の代表的判例でみてみる。

判例 Gregory v. Helvering 293 U. S. 465 (1935)

1 事実の概要

(1) 下の【取引図】において、X (petitioner) は、MSC株を取得の上売却し個人的利益を得ること、具体的には、UMCがMSC株を売却した上でその利益をXに対して配当することにより納付することになる租税を回避することを計画した。

(2) その方法として、旧法一一二条(g)にいうreorganizationを利用するため、まず、一九二八年九月一八日にデラウェアにAveril Corp. を設立し、UMCが所有するMSC株式(一〇〇〇株)をAveril Corp. に譲渡させ(Averil Corp. の資産はMSC株式(一〇〇〇株)のみからなる。また、同社は他に事業を営む意思はない)、Averil Corp. 株式全部をXに対して発行させることにした(XがAveril Corp. を一〇〇%支配)。

(3) Averil Corp. は直ちに(九月二四日)解散し、Xに残余財産(MSC株一〇〇〇株)を分配した。

(4) 連邦最高裁に至るまでの経緯

① 内国歳入庁長官は、本件 reorganization は実質(substance)がないものであるから否認し、UMCからpetitionerへMSC株式売却額相当額の配当があったものとして課税した。

② 租税不服審判所 (the Board of Tax Appeals) 及び Mrs. Gregory (petitioner) の主張が認められた (27. B. T. A. 223)°

③ 巡回控訴裁判所 (the Circuit Court of Appeals) 及び 内国歳入庁長官の主張が認められた (69 f. (2d) 809)°
2 争 点

U M C から Averil Corp. への M S C 株式の移転が reorganization に当たるなら、sec. 112 (g) により、Averil Corp. から X に対して行われた株式発行からは、X にとって何の利益も生じないことになる。

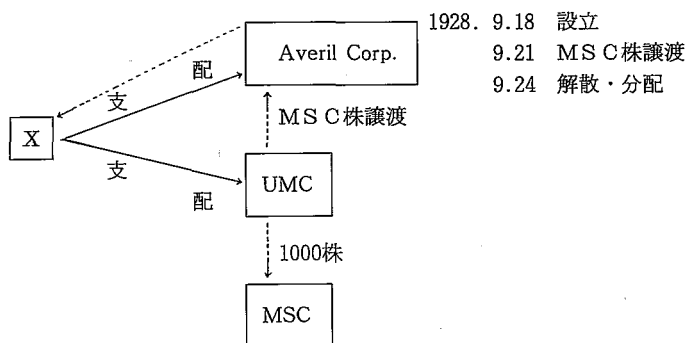
そこで、本件 U M C から Averil Corp. への M S C 株譲渡は reorganization に該当するか。

3 判 決

法 (一一二(i)) の定める「資産の移転」とは、法人の事業 reorganization の計画を遂行するためになされた「資産の移転」をいう。しかるに、本件取引は、reorganization の形式 (form) をとただけであり、法人の事業とは何の関係もないものである。すなわち、「business or corporate purpose」を有していない本件は、M S C 株を X に移転することを目的としたものにすぎない。

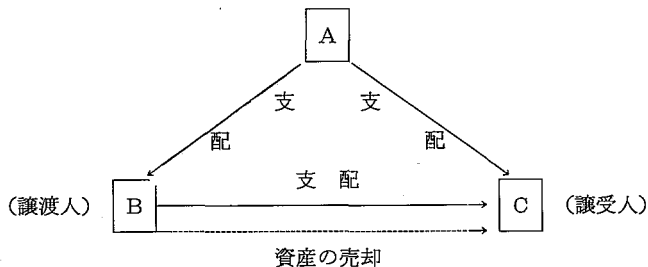
(注) 本件判決は、substance over form の考え方を最も早く明確に打ち出したものとして有名である。本件判決のポイントは、納税者の取引全体を構成する一つ一つの取引は存在してはいたが sham (見せかけ) であり、business purpose (事業目的) を有しないこと、行われた取引が法の規定の意図するところと異なっていたことである。⁽⁴¹⁾

【取引図】



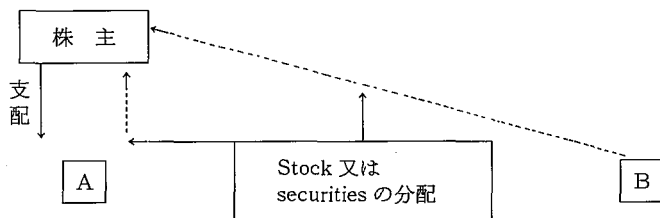
〔参考〕1 reorganization の意義 (Rev. Act. 1928. sec. 112(i))

reorganization とは、次のような関係において、B が C に B 所有の資産の売却を行うことをいう（但し、売却直後に A and/or B が C を支配していることを条件とする）。



2 Distribution of stock on reorganization の意義

Distribution of stock on reorganization により A が受領した stock 又は securities についてはゲインは認識されない。



第六節 日本の制度の概要

本稿の目的は、タックス・ヘイブン税制及びこれに関連する税制の日米比較を行うことにある。本章第五節までにおいて米国の制度を詳細に見たことから、本節では、日本の制度（タックス・ヘイブン税制及びその執行確保のための国外情報収集及び罰則の規定）の内容をみてみる。

I タックス・ヘイブン税制の変遷

1 一九七八年 制度創設

我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックス・ヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられたことを背景に、租税回避対策のための明文規定の整備に関する内外の要請を受け、税負担の公平の見地から立法措置が講じられた。なお、軽課税指定国は二七か国であった。

2 一九七九年 軽課税国として新たに六か国が追加指定された。

3 一九八五年 受取配当課税減免制度又は管理支配地主義といった我が国との制度の違いを利用することにより生じていた本制度の適用回避の問題に対処するため所要の規定の整備が行われた（支払配当控除の制限、みなし本店所在地の採用、財務諸表等の添付義務等）。

4 一九八八年 (1) 適用除外となっている特定外国子会社等に係る財務諸表の添付義務が整備された（三月改正）。

(2) 法人税法本法における外国税額控除制度の改正に伴い所要の整備が行われた(二五%未満出資の場合の間接外国税額控除の適用の廃止等)(十二月改正)。

(3) 軽課税国として新たに九か国を追加指定した(指定の取消が一国あり、計四一か国が軽課税国とされることとなった。)(十二月改正⁽⁴⁾)。

5 一九九一年

(1) 海外支店等の所得を非課税とする国等の外国関係会社に対し、みなし本店所在地を適用をすることとした。

(2) 特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算上、国外関連者に対する寄付金は、全額損金不算入とされた。

Ⅱ 制度の概要

本制度の基本的仕組みは、居住者及び内国法人等によってその発行済株式等の五〇%を超える株式等を直接及び間接に保有されている外国法人(外国関係会社)で、いわゆるタックス・ヘイブン(軽課税国)に本店等を有するもの(特定外国子会社等)の留保所得(適用対象留保金額)のうち、当該特定外国子会社等の発行済株式等の一〇%以上(又は同族株主グループで一〇%以上)を直接及び間接に保有する内国法人の当該保有する株式等(直接及び間接保有の株式等)に対応する部分の金額(課税対象留保金額)を、その内国法人の所得に合算して課税するというものである。

但し、当該外国法人が独立企業としての実体を備え、かつ、その地で事業活動を行うことにつき十分な経済合理性

がある」と認められる等一定の要件に該当する場合には、合算課税は行われない（適用除外）。

合算課税の対象となる所得に関して特定外国子会社等が納付した外国法人税については、外国税額控除の方法により二重課税の排除が行われ、合算課税の対象となった所得を原資とした配当が行われた場合には、すでに合算された金額を損金算入する方法により二重課税の排除が行われる。

なお、我が国のタックス・ヘイブン税制は、法人税に関する定め（内国法人に関し租税特別措置法第六六条の六（六六条の九）と所得税に関する定め（居住者に関し同法第四〇条の四（四〇条の六））とに分かれている。いずれも基本的には違いがないことから、本章では主として法人税に関する仕組みに沿って説明することとし、必要に応じて所得税に関する定めにも触れることとする。⁽⁴³⁾

1 対象となる外国法人

対象となる外国法人は、次の要件を備える外国法人（特定外国子会社等という）である（措法六六の六④）。

（要件）

- (1) その発行済株式等の五〇％超が居住者（居住者と法人税法第二条第一〇号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。）及び内国法人によって直接及び間接に保有されていること（外国関係会社）
- (2) 本制度の適用を受ける内国法人に係る外国関係会社であること
- (3) 軽課税国に本店又は主たる事務所を有すること

なお、法人の居住性の判定基準として管理支配地主義を採用する国に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社で、その事業の管理及び支配の場所が軽課税国に存在するものは、当該軽課税国に本店又は主たる事務所を

有するものとみなされる（措置法六六の六④）。この場合、外国関係会社の事業の管理及び支配が軽課税国に存在するかどうかの判定は、当該外国関係会社の各事業年度を通じてその事業の管理及び支配が主として当該軽課税国において行われているかどうかによるものとされる（措令三九の一九②）。

なお、発行済株式等とは、その有する外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額をいう。また、当該外国関係会社又は特定外国子会社等に該当するかどうかの判定は、当該外国法人の各事業年度終了の時点で行われる（措令三九の一九①）。

2 対象となる内国法人

対象となる内国法人すなわち、納税義務者は次の法人である（措法六六の六①一、二）。

(1) その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が一〇％以上である内国法人

(2) その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が一〇％以上である同族株主グループに属する内国法人

同族株主グループとは、外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち一の居住者（又は内国法人）と、それと法人税法上の同族関係にある者（外国法人を除く）との集まりをいう。

なお、前述(1)又は(2)の内国法人が前述(1)又は(2)に定める要件に該当するか否か（すなわち納税義務者に該当するか否か）の判定は、前述(1)又は(2)の内国法人に係る外国関係会社の各事業年度終了の時点で行われる（措令三九の一九①）。

3 株式所有要件

外国法人が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定は、内国法人が直接に保有する株式等と間接に保有する株式等を合計した割合（直接及び間接保有の株式等）に基づいて行われる（措法六六の六②三）。

4 軽課税国の定義

軽課税国として現在指定されている国又は地域は、次のとおりである（なお、平成四年度から軽課税国指定制度は廃止されている）。

(1) 全所得軽課税国等

- ・ アンドラ
- ・ アンギラ
- ・ バハマ
- ・ バハレーン
- ・ バミューダ
- ・ 英領チャネル諸島
- ・ 英領ヴァージン諸島
- ・ ケイマン諸島
- ・ ジブティ
- ・ 香港
- ・ マン島
- ・ リヒテンシュタイン
- ・ マカオ
- ・ ナウル
- ・ ニュー・カレドニア
- ・ バヌア
- ・ タークス及びカイコス諸島
- ・ モルディヴ
- ・ モナコ

(2) 国外源泉所得軽課税国等

- ・ コスタ・リカ
- ・ ソロモン
- ・ ウルグアイ
- ・ セント・ヘレナ
- ・ パナマ

(3) 特定事業所得軽課税国等

(国又は地域)

(軽課税国とされる事業)

・アンティグア	・アンティグアの税に関する法令に定めるインターナショナル・ビジネス・カンパニーの事業
・バルバドス	・バルバドスの税に関する法令に定めるインターナショナル・ビジネス・カンパニーの事業
・グレナダ	・グレナダの税に関する法令に定めるインターナショナル・ビジネス・カンパニーの事業
・ジブラルタル	・ジブラルタルの税に関する法令に定めるイグゼンプト・カンパニーの事業
・ジャマイカ	・ジャマイカの税に関する法令に定めるインターナショナル・ファイナンス・カンパニーの事業
・リベリア	・リベリアの税に関する法令に定めるノンレジデント・ライベリアン・エンティティの事業
・ルクセンブルク	・ルクセンブルクの税に関する法令に定めるホールディング・カンパニーの事業
・モントセラト	・モントセラトの税に関する法令に定めるオフシュア・カンパニーの事業
・オランダ領アンティール	・オランダ領アンティールの税に関する法令に定めるインヴェストメント・カンパニーの事業 ・オランダ領アンティールの税に関する法令に定めるパテント・ホールディング・カンパニーの事業
・セント・ヴィンセント	・セント・ヴィンセントの税に関する法令に定めるインターナショナル・ビジネス・カンパニーの事業
・スイス	・セント・ヴィンセントの税に関する法令に定めるインターナショナル・カンパニーの事業 ・スイスの税に関する法令に定めるホールディング・カンパニーの事業 ・スイスの税に関する法令に定めるドミサイル・カンパニーの事業
・リベリア	・船舶又は航空機の運行、貸付け又は売買に係る事業

・マルタ	・マルタの商船に対する税に関する法令に定めるイグゼンプテッド・シップによる海運業
・サイプラス	・サイプラスの税に関する法令に定めるサイプラス・シップによる海運業
・クック諸島	・サイプラスの税に関する法令に定めるオフショア・カンパニーの事業
・セイシェル	・クック諸島の税に関する法令に定めるインターナショナル・カンパニーの事業
・アルバ	・セイシェルの税に関する法令に定めるイグゼンプテッド・エンティティの事業
・ネイヴィース	・アルバの税に関する法令に定めるインヴェストメント・カンパニーの事業
	・アルバの税に関する法令に定めるパテント・ホールディング・カンパニーの事業
	・ネイヴィースの税に関する法令に定めるインターナショナル・ビジネス・カンパニー及びネイ ヴィース内で事業活動を行わない法人の事業

5 合算所得及びその計算

合算所得（課税対象留保金額）は、次の順序で計算される。

(1) 所得の金額の計算

各事業年度の所得の金額は、我が国の法令又は本店所在地国の法令のいずれかによって計算した金額である。

(2) 未処分所得金額の計算

未処分所得金額は、前述(1)の金額から次に掲げる金額を控除した金額である（措法六六の六②二）。

イ 前五年以内に生じた欠損金額

ロ 控除対象配当等の額

控除対象配当等の額とは、特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から受領した配当等の額のうち当該他の特定外国子会社等の課税対象留保金額の生ずる事業年度の未処分所得の金額から充てられた配当等の額をいう（措令三九の一四③）。

(3) 適用対象留保金額の計算

適用対象留保金額は、未処分所得の金額から次のイ及びロに掲げる金額を控除した金額である（措令三九の一五①）。

イ 当該事業年度において納付することとなる法人所得税の額（当該事業年度において還付を受けることとなる法人所得税の額がある場合には、その金額を加算する。）

ロ 当該事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額

但し、特定外国子会社等が利益の配当又は剰余金の分配の額の全部又は一部を次の者に支払った場合には、前述ロの配当等の全額を控除しないで適用対象留保金額を計算する（措令三九の一五①二）。

(イ) 当該内国法人に係る他の特定外国子会社等

(ロ) 配当輕課の外国關係会社

「配当輕課の外国關係会社」とは、当該内国法人に係る外国關係会社（前述(イ)の特定外国子会社等に該当する者すなわち輕課税国に所在する外国關係会社を除く。）でその受ける配当等の額について、その本店所在地国において課される税の負担が輕課税基準以下のものをいう。なお、「輕課税基準」とは、二五％の税率により課されることとした場合の税の負担をいう（措規二二の一〇①）。「法人所得税」とは、特定外国子会社等の所得に対して課される税と、

それに付帯して課されるすべての税をさしており、その課税の態様を問わず、また、本店所在地国で課される税に限られない。

6 課税対象留保金額の計算

(1) 通常の場合

課税対象留保金額とは、適用対象留保金額に内国法人の直接及び間接保有の株式等の保有割合を乗じて計算される金額をいう（措令三九の一五②）。

(2) 直接受領配当等の調整等がある場合

次のイ、ロ又はハの場合には、前述(1)の金額から、それぞれ次のイ、ロ又はハに掲げる金額を控除した残額が課税対象留保金額とされる（但し、この調整は、合算年度中に次のイ、ロ又はハの事実が生じている場合に限られる）（措令三九の一五②）。

イ 直接受領配当等が生じている場合

次の算式により計算される金額

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定外国子会社等の支払配当総額} \\ \text{（支払配当が当該事業年度の適用} \\ \text{対象留保金額を超える場合には適} \\ \text{用対象留保金額が限度）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{内国法人の有する直接及び間接保有} \\ \text{の株式等（他の特定外国子会社等又} \\ \text{は配当控除の外国関係会社を通じて} \\ \text{保有する株式等を除く）の保有割合} \end{array} \right]$$

（注）直接受領配当等が生じている場合とは、支払配当の一部が他の特定外国子会社等及び配当控除の外国関係会社以外の者（例えば、内国法人）に対しても支払われている場合をいう。

ロ みなし配当が生じている場合

次の算式により計算される金額

(イ) 金銭等の交付がある場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{内国法人に対して交付} \\ \text{した金額でみなし配当} \\ \text{とされるもの} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{その交付する金銭等の} \\ \text{額のうち資本等の金額} \\ \text{を越える部分の金額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{内国法人の有する間接保有の株式等（他の特} \\ \text{定外国子会社等又は配当輕課の外国関係会社} \\ \text{を通じて保有する株式等を除く）の保有割合} \end{array} \right]$$

(ロ) 金銭等の交付がない場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{「みなし配当と」} \\ \text{「される金額」} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（他の特定外国子会社等又} \\ \text{は配当輕課の外国関係会社を通じて保有する株式等を除く）の保有割合} \end{array} \right]$$

ハ 間接受領配当が生じている場合

間接受領配当のうち控除未済課税済配当等の額に達するまでの額

なお、間接受領配当が生じている場合等の意義は、次のとおりである。

① 間接受領配当が生じている場合とは、特定外国子会社等から配当等の額を受領した配当輕課の外国関係会社又は他の特定外国子会社等が内国法人に対して配当等の額を支払っている場合をいう。また、間接受領配当とは、この場合に内国法人が受領した配当等の額をいう。

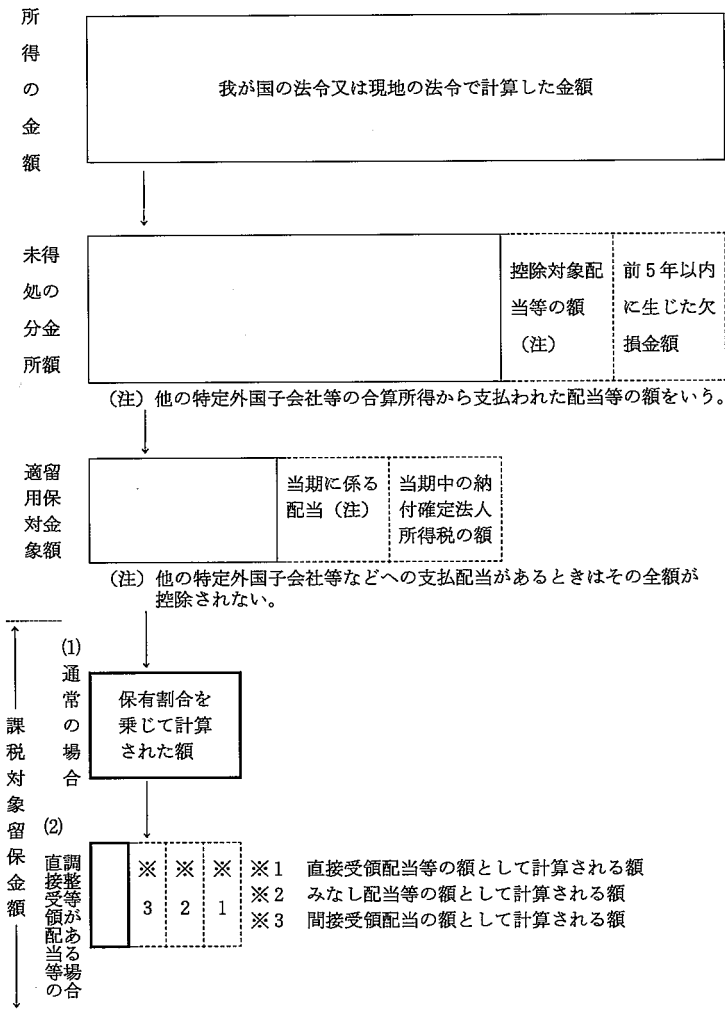
② 控除未済課税済配当等の額とは、内国法人が、外国関係会社（特定外国子会社等に該当する者も含まれる。）

から配当等の額（みなし配当も含まれる。）を受領した日前二年以内の期間中に当該外国関係会社が問題の特定外国子会社等から受領した配当等の額（みなし配当等も含まれる）で当該特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算上控除されないもの（当該特定外国子会社等に係る課税済配当等の額とされないものも含まれる。）のうち、当該内国法人の当該外国関係会社を通じて保有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等に対応する部分の金額をいう（すでにこの措置の適用に充てられた部分があればそれを控除した残額をいう。）（措令三九の一五③）（課税済配当等の額の定義については後述８・（１）・イ・（イ）参照。）。

なお、この課税対象留保金額は、特定外国子会社等の事業年度の終了の日以後二月を経過した日を含む内国法人の事業年度の益金の額に算入される。

以上の合算所得及びその計算を図示すると次のとおりとなる。

【図】 合算所得及びその計算（ の部分が課税対象留保金額）



7 適用除外

我が国のタックス・ヘイブン税制は、我が国企業がタックス・ヘイブンに設立した子会社等を利用して我が国税負担の不当な軽減を図ることを規制することにあるが、タックス・ヘイブンに所在するという理由だけで、正常な営業活動を営むものまでも本税制の対象とするのは適当ではないとの考え方で立法されている⁽⁴⁵⁾。この考え方から、現地に所在することに十分な経済合理性を有する場合には、本税制の適用除外とすることとされた。適用除外となる外国法人は全く課税されず、逆に適用除外とならない外国法人はそのすべての所得が課税されるという点で、適用除外は、我が国のタックス・ヘイブン税制の一つの特徴となっている。適用除外の具体的内容は、次のとおりである。

特定外国子会社等が次の四つの基準のすべてを満たした場合には、その満たした事業年度の留保所得は内国法人の所得には合算されない（措法六六の六⁽⁴⁶⁾）。

(1) 主たる事業が次のものでないこと

イ 株式又は債券の保有

ロ 工業所有権、著作権等の提供

ハ 船舶・航空機の貸付け

(2) 実体基準

その本店所在地国に主たる事業に必要な事務所、店舗、工場等の固定的施設を有すること

(3) 管理支配基準

その本店所在地国において主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

(4) 非関連者基準及び所在地国基準

イ 非関連者基準（卸売、銀行、信託、保険、証券、水運及び航空運送業の場合）

その事業を主として関連者以外の者との間で行っていること

ロ 所在地国基準（前述イ以外の業種の場合）

その事業を主としてその本店所在地国において行っていること（不動産業、物品賃貸業については、その地において所在し又は使用される物件を主として扱うものに限る。）

8 二重課税の排除

タックス・ヘイブン税制に関し二重課税が問題となるのは次の二つのケースである。まず、課税対象留保金額が合算の対象とされ我が国の法人税が課されている場合に、その金額を原資とする特定外国子会社等からの配当があったときには、その配当についても法人税が課されるので、同一所得に対し、我が国の法人税が二重に課されることになる。また、合算の対象となる課税対象留保金額に対しすでに外国で法人税が課されているとすると、同一所得に対し外国の法人税と我が国の法人税とが二重に課されることになる。前者は、課税済合算所得の分配に係る二重課税の排除の問題（後述①）であり、後者は、外国税額控除の問題（後述②）である。これらの二重課税の排除は、各々次のように行われる。

(1) 課税済合算所得の分配に係る二重課税の排除

イ 内国法人に直接配当された場合

特定外国子会社等がすでに合算課税を受けた所得について配当等の事実が生じた場合に発生する合算課税と受取

配当課税との二重課税を排除するため、課税済配当等の額が生じた場合には、その特定外国子会社等の課税済留保金額は当該課税済配当等の額を限度として内国法人の損金に算入される（措法六六の八）。

(イ) 課税済配当等の額の定義（措令三九の一八②）

課税済配当等の額は、その発生形態に応じて次のＡ～Ｃの三つに区分され、それぞれ次に掲げる額が課税済配当等の額とされる。

Ａ 通常の課税済配当等の額

特定外国子会社等がその計算の基礎となった事業年度（配当事業年度）の税引後所得を超える配当等を支払った場合（内国法人に支払われる必要はない。）には、次の算式により計算される金額が課税済配当等の額となる（措令三九の一八②一）。

$$\left[\begin{array}{c} \text{支払配当等の額} \\ - \\ \left[\begin{array}{c} \text{配当事業年度の未処分所得の金額（当該事業年度中に控除対象配当等の額がある場合には当該金額を加算）} \\ - \\ \left[\begin{array}{c} \text{配当事業年度中に税引の確定した法人所得税の額（還付を受けける法人所得税の額がある場合にはこれを加算）} \end{array} \right] \end{array} \right] \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（他の特定外国子会社等又は配当課税の外国関係会社を通じて保有する株式等を除く）の保有割合} \end{array} \right]$$

Ｂ みなし配当等に係る課税済配当等の額

特定外国子会社等にみなし配当が生じた場合には、次の算式により計算される金額が課税済配当等の額となる。但し、当該特定外国子会社等の課税済留保金額の計算上控除された金額がある場合には、その金額を控除

した残額が課税済配当等の額となる（措令三九の一八②三、三）。

(A) 金銭等の交付がある場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{内国法人に対して} \\ \text{交付した金額でみ} \\ \text{なし配当とされる} \\ \text{もの} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{その交付する金銭} \\ \text{等の額のうち資本} \\ \text{等の金額を超える} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{内国法人の有する間接保有の株式等} \\ \text{（他の特定外国子会社等又は配当輕} \\ \text{課の外国関係会社を通じて保有する} \\ \text{株式等を除く）の保有割合} \end{array} \right]$$

(B) 金銭等の交付がない場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{「みなし配当」と} \\ \text{「それる金額」} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（他の特定外国子会社等又は} \\ \text{「配当輕課の外国関係会社を通じて保有する株式等を除く」の保有割合} \end{array} \right]$$

C 間接受領配当に係る課税済配当等の額

特定外国子会社等から配当等の額を受領した配当輕課の外国関係会社又は他の特定外国子会社等が内国法人に対して配当等を支払った場合には、当該内国法人が受領した配当等の額（間接受領配当等の額）のうち控除未済課税済配当等の額に達するまでの金額（当該特定外国子会社等の課税済留保金額の計算上控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）が課税済配当等の額となる（措令三九の一八②四）。

(D) 課税済留保金額の定義（措法六六の八①）

課税済留保金額とは、合算課税を受けた内国法人に係る特定外国子会社等又は外国関係会社につき、配当等（みなし配当等を含む。）の事実が生じた場合において、当該内国法人のその事実が生じた事業年度前五年以内の事業年度において合算課税された課税対象留保金額（課税済留保金額の損金算入の適用をすでに受けた金額を除

く。)をいう。

ロ 他の特定外国子会社等に配当された場合

他の特定外国子会社等から受領した配当等（課税対象留保金額を生じた年度の未処分所得の金額から充てられたもの）を受領した特定外国子会社等は、その未処分所得の金額の計算上当該配当等の額（控除対象配当等の額）を控除される。

(2) 外国税額控除

イ 合算所得に係る外国税額控除

(イ) 概要

内国法人は、特定外国子会社等に係る課税対象留保金額を益金の額に算入する場合には、選択により、特定外国子会社等の所得に対して課税された外国法人税額のうちその課税対象留保金額に対応する部分の金額をその内国法人が納付した外国法人税額（控除対象外国法人税額）とみなして外国税額控除することができる（措法六六の七①）。

(ロ) 内国法人が納付したものとみなされる外国法人税額

内国法人が納付したものとみなされる外国法人税額は、次の算式により計算された金額である。但し、課税対象留保金額に相当する金額が限度となる（措令三九の一七①）。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定外国子会社等に課} \\ \text{された外国法人税の額} \end{array} \right] \times \frac{\text{課税対象留保金額}}{\text{適用対象留保金額} + \text{配当等の額}}$$

(注) 適用対象留保金額の計算上支払配当等の額が控除されていないときは、分母の配当等の額はないものとし、他の特定外国子会社等から受領した配当等の額で未処分所得の金額に含まれなかったもの（控除対象配当等の額）がある場合には、適用対象留保金額にその含まれなかった金額を加算する。

なお、合算所得は、控除限度額の計算上金額が国外所得金額とされる（但し、合算される特定外国子会社等の本店所在地国が法人税非課税制度をとる場合には、その二分の一相当額が国外所得金額に含まれる）。また、内国法人が納付したものとみなされる外国法人税額は、控除限度額の計算上国外所得金額に含まれる（措令三九の一七⑦⑧）。

ロ 配当に係る外国税額控除（間接外国税額控除）

(イ) 概要

内国法人が特定外国子会社等から受領した配当については、法人税法本法に定める間接外国税額控除（法法六九）が適用される。その要件は次のとおりである。

（要件）

配当等を受ける外国法人が、特定外国子会社等の発行済株式の総数若しくは出資金額の二五％以上又は発行済株式のうち議決権のある株式の総数の二五％以上を、当該配当等の支払義務の確定する日以前において引き続き六か月以上所有していること

ハ 外国税額の減額に係る調整

(イ) 合算所得に対する外国法人税の減額

合算課税を受けた後、その合算所得に対する外国法人税が減額された場合には、次の順序でその減額分相当額の控除が行われる（措令三九の一七⑤⑥）。

A 減額のあった日の事業年度における控除対象外国法人税から控除する。

B 前三年以内事業年度の控除限度超過額から控除する。

C 後二年以内の事業年度における控除対象外国法人税から控除する。

なお、控除対象外国法人税及び控除限度超過額からの控除に充てられることとなる金額は、控除限度額の計算上国外所得金額に係る損金として配分される（措令三九の一七⑨）。

(ロ) 外国子会社である特定外国子会社等に対する外国法人税の減額

外国子会社である特定外国子会社等から受領した配当につき外国税額控除を受けた後、当該特定外国子会社等に対する外国法人税が減額された場合におけるその減額分相当額に係る控除対象外国法人税からの控除、外国税額の控除限度額の計算上の取扱いは、前述(イ)と基本的に同様である（法令一五〇の二）。

(ハ) 合算後における合算所得の配当等に係る調整

合算課税された所得を原資として特定外国子会社等が配当等を行った場合には、課税済留保金額を一定限度の下に内国法人の配当等の発生年度の損金とするともに、これに対応する外国法人税額がその年度に減額されたものとみなされる。従って、減額されたものとみなされる外国法人税の減額分相当額の控除対象外国法人税額からの控除等については、法人税法上の外国税額控除の減額の取扱い（法法六九⑤）が適用される（措令三九の一七⑦）。

なお、課税済留保金額のうち内国法人の配当発生年度の損金とされた金額は、控除限度額の計算上国外所得に係る損金として配分される（但し、合算課税を受けた特定外国子会社等の本店所在地国が法人税非課税の制度をとる場合には、全額損金算入ではなく二分の一相当額が国外所得金額に係る損金として配分される）。また、外国法人税の減額分相当額は、控除限度額の計算上国外所得金額に係る損金として配分される（措令三九の一七⑬）。

9 他の規定との調整

移転価格税制にいう国外関連者がタックス・ヘイブン税制にいう特定外国子会社等に該当する場合には、内国法人に対する移転価格税制による所得の増額課税とタックス・ヘイブン税制による特定外国子会社等の留保所得の合算課税とが二重に行われることにもなる。このような二重課税を排除するため、内国法人が特定外国子会社等を行った取引について、移転価格税制が適用される場合には、特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算において、その取引が独立企業間価格で行われたものとして計算される（措令三九の一四①、②）。すなわち、移転価格税制による内国法人の所得の増額分を常に国外関連者である特定外国子会社等の留保所得から控除することにより両制度の調整が行われる。

10 所得税法における制度

所得税における本制度の仕組みは、次の点を除き法人税におけるそれと基本的に同様である。

(1) 課税対象留保金額

イ 課税対象留保金額は、特定外国子会社等の適用対象留保金額から次のものを控除した金額に、居住者の有する直接及び間接保有の株式等の保有割合を乗じて計算した金額とされる（措令二五の一五②）。

(イ) 利益又は剰余金の処分により支出された金額（法人所得税の額と配当等の額を除く。）

(ロ) 費用として支出された金額のうち損金性を否認されその結果未処分所得の金額に含まれているもの

但し、直接受領配当等が生じている場合には、特定外国子会社等の合算所得から特定外国子会社等の支払配当の金額と調整適用対象留保金額のいずれか少ない金額に居住者の有する直接・間接持分（他の特定外国子会社等又は配当軽減の外国関係会社を通じた持分を除く。）を乗じて計算した金額を控除して課税対象留保金額が計算される（措令二五の一五②）。

なお、ここにいう「合算所得」とは、支払配当控除前の調整適用対象留保金額（適用対象留保金額から社外流出を控除した残額をいう。）に居住者の有する直接・間接の持分を乗じて計算した金額をいう。

ロ 特定外国子会社等の課税対象留保金額は、居住者の雑所得に係る収入金額とみなされる（措令四〇の四①）。なお、その居住者の有するすべての特定外国子会社等の株式（その居住者が特定外国子会社等の株式を他の外国法人を通じて間接に保有している場合における当該他の外国法人の株式等を含む。）の取得に要した負債の利子が必要経費として控除される（措令二四の一五④⑤）。

(2) 二重課税の排除

イ 課税済合算所得の分配に係る二重課税の排除

特定外国子会社等に課税済配当等の額が生じた場合には、その課税済配当等の額に相当する金額を、課税済留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除するほか、居住者のその生じた日の属する年分の特定外国子会社等（二以上ある場合にはそれらのすべて）から配当収入に係る配当所得の金額の計算上も控除される（措法四〇の五①、措令

二五の一七④)。控除しきれなかった金額は三年間繰り越され、課税対象留保金額に係る雑所得の金額及び特定外国子会社等からの配当収入に係る配当所得の金額から控除される（措令二五の一七④）。

なお、課税済配当等の額は、支払配当等の額が配当事業年度の実質的な留保金額を超える場合に生ずることとされる（措令二五の一七②）。また、特定外国子会社等が配当可能金額すなわち実質的な留保所得（但し、他の特定外国子会社等から受領した配当等の額で未処分所得の金額に算入されなかったものは含まれていない。）を上回る配当等を支払った場合には、その超過額の持分対応額をすべて課税済配当等の額とし、雑所得又は配当所得から控除する仕組みとなっているため、特定外国子会社等に該当する外国関係会社から受領する配当は間接受領配当とはされない（措令二五の一七①）。

ロ 外国税額控除

課税対象留保金額に係る外国法人税の額を控除する制度はない。

Ⅲ タックス・ヘイブン税制の執行確保に関する制度

1 内国法人の帳簿書類の備付け

青色申告法人は、次のような帳簿書類を備付けて取引を記録しこれを七年間（特定のものは五年間）保存する義務を負う（法一六、法五三、法五九）。

- (1) 仕訳帳、総勘定元帳
- (2) 棚卸帳

- (3) 貸借対照表、損益計算書
- (4) 取引に係る注文書、契約書、送り状、領収書等
- 2 情報収集

特定外国子会社等の株主である内国法人のうち原則として一〇%以上の株式を直接・間接に保有する者は、次に掲げるような書類を確定申告書に添付しなければならない（措法六六の六⑤、措規二二の一二②）。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及びこれらに係る勘定科目内訳明細書
- (2) 損益金の処分表

- (3) 当該特定外国子会社等の本店所在地国の税務申告書の写し

- (4) 当該特定外国子会社等の株主等の名称、住所等及びその有する株式の数等

- (5) 当該特定外国子会社等の間接保有に係る他の外国法人の株主等の名称、住所等及びその有する株式の数等

3 質問検査権

国税庁、所轄国税局又は税務署の当該職員は、法人税に係る調査について必要があるときは、法人又は金銭の支払、物品の譲渡の義務のある者に対する質問、帳簿書類等を検査することができる（法五一五三～一五四）。

なお、国税庁、所轄国税局又は税務署の当該職員は、官公署又は政府関係機関に、調査に参考となる資料の提供等の協力を求めることができる（法五一五六）。

〔注〕

- (1) 国際的租税回避行為に対処するための制度については、法律上の規定に基づくものと司法上の理論に基づくものとの二つ

に分けることができる。米国の制度における国際的租税回避防止のための制度は、例えば、それぞれ次のような規定又は理論により成り立っているものいうことができる。

1 法律上の規定に基づくもの

- (1) サブパートF条項（タックス・ヘイブン税制）
 - (2) I R C 四八二条（移転価格税制）
- 関連企業間の移転価格操作に対処するもので、独立企業間価格による課税が行われる。

(3) I R C 三六七条（資産の非課税国外譲渡に対する制限（課税））

非課税で国外譲渡された資産について米国納税義務者のキャピタル・ゲインが国外の譲受け者において実現されることへ対処するものである。この規定の下では、資産の国外譲渡が非課税とされる場合における制限（課税）規定のうち、例外的に非課税とされるケースは、国外譲渡資産が外国法人により米国外の能動的事業に使用される場合に限定される。

(4) I R C 一二四六条（外国投資会社に対する課税）

米国の投資家が、例えば、タックス・ヘイブンのような低税率国の投資会社へ投資を行い、当該投資会社の留保利益が累積した時点でその株式を売却する（その売却益は低率課税となる）ことによる当該株式の売却益に対して通常所得としての課税が行われる。なお、サブパートF条項と異なり、この規定には、米国の投資家の具体的所有基準はない（すなわち、持株比率が一〇％未満でも課税される）。

(5) I R C 六七九、六六八条等（外国信託に対する課税）

外国信託は、原則として、米国外源泉所得に対して米国の租税は課税されない。こうした制度の利用に対して、①一以上の米国の受益者が存在する外国信託への資産譲渡者に対する所得稼得時課税（I R C 六七九）、②外国信託からの配当時に米国の受益者に課される税への利子相当額の付加（I R C 六六八）、等の措置がある。

(6) その他

留保収益税（I R C 五三一）、外国同族持株会社等に対する課税（I R C 五四一、五五一）等がある。

2 司法上の理論に基いへるもの

事業目的理論 (business purpose doctrine) 、実質理論 (substance over form doctrine) 、段階取引理論 (step transaction doctrine) といった考え方があつた (第五章参照) 。

以下に引く Brian J. Atbold, The Taxation of Controlled Foreign Corporations : An International Comparison (1986) pp. 363—369 参照。

(2) 第一章第四節Ⅱ・3 参照。

(3) 第一章第四節Ⅱ・4・(1)・イ参照。

(4) サブパート F の次の規定の適用に当たつては、この株式所得要件は適用されない (九五八(a)(1))。

1 九五五(b)(1)(A)(B)……外国基地会社海運所得にいう「外国基地会社海運事業への適格投資」

2 九五五(c)(2)(A)(ii)……(現在は廃止されている)

3 九六〇(a)(1)……外国税額控除の特例

(5) この要件は、米国株主等の定義 (九五二(b))、外国基地会社販売所得にいう関連者の定義 (九五四(d)(3))、米国資産の定義 (九五六(b)(2)) 及び CFC の定義 (九五七) の適用上適用される。

(6) 特定の信託 (六七二、六七八に定める信託) については別段の定めがある。

(7) 選択権 (option) を有する者は、これに係る株式を所有しているものとみなされる者により所有されているものとみなされる (当該選択権を取得するための選択権もこの「株式を取得する選択権」とみなされる)。また、S corporation はパートナーシップとして取り扱われ、S corporation の株主はパートナーとして取り扱われる。

(8) 第三章第一節Ⅰ参照。

(9) 但し、次の規定は適用されない。

1 subchapter L の small life insurance deduction

2 subchapter L の八〇五(a)(5) (事業損失の控除)

3 subchapter L の八三二(c)(5) (特定の資本損失)

(10) 米国内事業実質関連所得 (effectively connected rule) の意義については、小松芳明「逐条研究・日米租税条約」四八～四九頁(税務経理協会「平一」参照)として課税されることを納税者が選択することの効果は、①連邦消費税 (Federal excise tax) の免税(連邦消費税は、米国内事業に実質的に関連する所得には課税されない。——一九八八年改正 (TAMRA) で導入)。②連邦所得税の課税、及び③支店利益税の課税の三つである (Robert J. Rolfe and W. Chase Idol III, The Taxation of Offshore Captive Insurance Companies, The International Tax Journal, vol. 16, No. 2, p. 126)。また、一〇%米国株主に認められる特定の配当に係る益金不算入の規定 (IRC 1145) の適用もある (the Joint Committee on Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, p. 981)。

(11) この選択を行った場合の効果としては、①連邦消費税及び支店利益税の課税は行われず、また、受取配当益金不算入 (the dividends-received deduction) が適用され得ることになる、が、②米国の連邦所得税が、全世界所得に対して課税される、とともにその選択年度の租税は次の(A)又は(B)のうちいずれか少ない額だけ増額される (Rolf, et. al., *ibid.* pp. 126, 127)

$$(A) \left[1987 \text{ 年 } 12 \text{ 月 } 31 \text{ 日 現在 の 資本 (capital)} \right] \times 1\% \times 3/4$$

$$\left[\text{と 留保利益 (accumulated surplus)} \right]$$

$$(B) 1,500,000 \text{ ドル}$$

(12) 宇宙 (space) 又は海洋 (ocean) における活動から生ずる所得も、外国基地会社海運所得に含まれる。海洋とは、米国の属領又は米国が承認した外国の管轄内以外のすべてをいい、宇宙又は海洋における活動には、例えば、南極における活動がふくまれる (IRC 954(f), 八六三(d))。

(13) この規定は、一九七六年 (Tax Reform Act of 1976) で導入された。この規定は、インターナショナル・ボイコットという形で一般的に規定されているが、主として、アラブ諸国に対するイスラエル・ボイコット (Arab boycott of Israel) に対処する目的で導入されたものである (Robert Hellawell, et. al., Taxation of Transnational Transactions 1987-88, pp. 559-559 参照)。

(14) Arnold, *ibid.*, p. 383 参照。

(15) E \setminus A (earnings and profits : 留保利益) の概念について説明すると次のとおりである (Stephen, A. Lind, et. al.,

Cases and Materials on Fundamentals of Corporate Taxation, 1987, pp. 133-139)。

E/Pは、課税所得から連邦所得税等(二六五、二六七、二七四で損金算入を否認されるもの等を含む。)を控除し、非課税の金融上のゲイン(地方債利子、連邦税の還付金等を含む)、法人の価値を減少していないもの(二四三にいう受取配当益金不算入額を含む。)及び期間損益及び加速度償却等を加算したものをいう。

E/Pの用語は、内国歳入法上の用語である。内国歳入法では、配当がE/Pを限度として行われることを明らかにしているが、この用語の概念についての厳密な定義は置いていない。つまり、内国歳入法三一二では、ある取引がE/Pに与える影響を規定しているのに止まり、IRC三一二に関連するレギュレーションではこれを若干敷衍しているにすぎない。

一方、E/Pは、課税所得及び払込資本の概念とは対立する概念であり、その果たす役割はいわば法人の経済的所得(economic income)から配当を行うことが可能な範囲を画するという点にある。従って、非常に重要な基本的概念の一つとして位置付けられるものである。

- (16) CCH, *Standard Federal Tax Reporter*, 1989, vol. 7, p. 51283。米国への投資の増加額の合算は、年度末における米国資産の取得コストからそれに係る債務を控除した残額のうち、そのCFCからの配当とみることができるところに相当する額が対象となる。この規定の趣旨は、一般的に、配当以外の形で米国株主等にCFCの留保利益を還流させることを防止することにあるが、さらに、具体的に敷衍すると、次のとおりである。例えば、CFCがその留保利益を米国株主等に対して無利子貸付又は米国株主等の株式に対する投資を行うこと等により、米国株主等は、当該留保利益に相当する資金を自由に使用・処分することが可能となり、同時に、無期限の課税繰延べを実現できることになる。すなわち、この規定は、ひろい意味で、アップ・ストリーム・ローン(up-stream loan)及び隠れたる利益配当(disguised distribution)に対処する意義を有するものである(Arnold, *ibid.*, p.389)。

- (17) 米国所有外国法人とは、問題となる外国法人の議決権のある株式の合計又は当該外国法人の株式の価額の総額の五〇%以上が、直接・間接に米国の者により所有されている場合の当該外国法人をいう(IRC九〇四(g)(6))。

- (18) 米国所有外国法人の支払配当又は支払利子のうち一定の要件を満たすものを控除限度額計算上米国内源泉所得とするという規定は、無制限に米国内源泉所得として取扱うというものではない。すなわち、米国内源泉所得が低い割合である場合、具

体的には、米国所有外国法人のE/Pのうち米国内源泉所得の占める割合が一〇%未満であるときは、当該米国所有外国法人の支払配当又は支払利子が限度計算上米国内源泉所得とされることはない(IRC九〇四(g)(5))。

- (19) 合算課税された所得が米国株主等に分配された場合には、出資の返還があったものとみることができるとともに、分配後の当該CFC株式の売却に係るキャピタル・ゲインの計算上は、当該合算課税相当額をコストから除外するのが合理的と考えられる。例えば、合算課税が行われた後でかつCFCからの分配が行われる前に当該CFC株式が売却された場合のキャピタル・ゲインの計算上控除すべき当該CFC株式の取得価額は、当該売却価額がCFCの留保所得(既に合算課税されたもの)から成るものと考えられる場合には、当該既合算課税相当額だけ増額されること、すなわち、既合算課税相当額もコストとして控除されるべきであるといった考え方がこの調整措置(九六一)の背景にある(Arnold, *ibid.*, pp. 400-401)。

- (20) IRC九六二(d)では、法人課税を選択した個人が配当を受領した場合には、九五九(a)(1)(課税済合算所得の分配額の益金不算入)の規定にかかわらず、選択に係る合算額から米国内国歳入法に基づき当該合算額について納付した税額を控除した残額を配当受取時に益金に算入する旨規定している。すなわち、配当受取時に益金不算入となる額は米国内国歳入法に基づく納付税額である。

- (21) Tax Management International Journal, vol. 18, No. 12, p. 516°。

例えば、オランダ領アンティールは、従前、主に米国との間に租税条約のない国の投資家により利用されてきたが、一九八七年六月二九日のオランダ領アンティール政府に対する租税条約終了通告により、一九八八年一月に終了した。但し、同条約第八条の利子に係る課税免除は引き続き適用される。(内国歳入庁ルーリング八七一九)。但し、この免除は、内国歳入庁ルーリング八四一五三にいう「Conduit(導管)」に該当するものについては適用が認められない。以上について、「アメリカ合衆国・蘭領アンティール租税条約の終了に伴う外国投資家に対する影響について」Chuo Coopers & Lybrand Consulting, International Tax Consulting, 1987. 10, No. 31 参照。

- (22) 川田剛「米国の新租税条約モデル草案の概要」租税研究昭和五十七年五月号(No. 392) 一三〜一四頁

- (23) 米国には、このほかに、相続・贈与税モデル租税条約(the auanted States Model Estate and Gift Tax Convention (November 20, 1980))がある。

- (24) Department of Treasury news, May 17, 1977, p.2
- (25) Treasury News, December 23, 1981, pp.1~2
- (26) ベース・イロージョン規定とは、条約の適用を受ける資格があるか否かが問題となっている法人の所得の実質的な部分 (substantial part) が条約締結国以外の居住者に対する債務 (利子及び使用料を含む。) の支払に充てられる場合に条約の適用を否定する規定いう (第三節Ⅲ2(1)第一項(b)).
- (27) 例えば、租税条約の一方の当事国の居住者 (A) が他方の当事国の居住者 (B) に対して投資所得を支払うようなケースの場合、支払者 A は受領者 B が当該租税条約の適用を受ける資格のある者 (条約適格者) であるか否かをどのようにして知り得るのであろうか。また、支払者 A は、B が条約適格者であるか否かを知るための努力をどの程度行えば源泉徴収義務者としての確認義務を果たしたといえるのであろうか。これらの点に関しては、立証責任についての考え方、源泉徴収義務者の確認義務についての考え方等その国の租税制度全体の考え方との関連もあり、困難な問題を含んでいるものと思われる。
- これらの点に関し、例えば、米豪条約 (一九八六年八月六日署名) のトリート・ショッピング防止条項である第一六条 (利益の制限) の下での運用上の考え方をみると次のとおりである。まず、基本的な考え方としては立証責任は、一般の他の課税事案におけるのと同様である。具体的手続きは、例えば、米国源泉所得について米国で軽減税率の適用を受ける豪の居住者は申請書様式 (form 1001) を源泉徴収義務者 (tax agent) に提出するだけでなく、当該取引に問題があれば米国内国歳入庁はその権限に基づいて調査を行うところである (Treasury Technical Explanation of U. S. Australian Treaty signed August 6, 1982)。なお、米国では、一般的に、租税条約の恩典を受ける者に対してその恩典の内容に係る情報を提出する義務を課している (内国歳入法第六一四条及び同規則三〇一・六一四一参照)。
- (28) 米西独租税条約は、一九九一年八月二日に両国政府間で批准書の交換が行われている。この条約は、旧西独地域については一九九一年一月一日に効力を生ずるものとされている (Daily Tax Report, 8-22-9, No. 163, p. G-1)。この新米独租税条約には、トリート・ショッピング条項のほかにも、仲裁手続規定 (同条約第二五条) が盛り込まれるなど、他の条約に類をみない新しい導入がされており、米国が今後 EOC 諸国との間で改訂又は締結する条約のモデルとなり得るとの観測が行われている ("U. S. -West Germany Treaty is Ready to sign, But House Treaty Overrides Pose Treat" Tax Notes, July 31, 1989)。

なお、米独租税条約のこれらの規定については、村井正、川端康之「新米独租税条約の問題点」税経通信一九九一年一月号、二八〜四〇頁及び村井正「租税条約をめぐる紛争解決のあり方―仲裁手続の導入をめぐる―」税務弘報三九卷一二号六〜一二頁に詳しい。

- (29) 第四節Ⅰ〜Ⅴに述べた情報収集、罰則等の他に、訴訟手続きにおいても外国からの資料収集が行われている。これは、サビーナ(subpoena、召喚状)といわれているものである。このsubpoenaについてマーク・リッチ社のケースを紹介する。

(マーク・リッチ社ケース)

「これは、スイスの親会社Xとそのアメリカ子会社Y(スイス法準拠で設立されアメリカに本店を置く。)との間で行われた移転価格に関する脱税事件に対するアメリカ司法当局による刑事手続きの事案である。アメリカの第二連邦控訴裁判所は、Xに対して、資料提出等を求めて裁判所出頭命令(subpoena)を発し、さらに、アメリカに事務所を持たず、またアメリカにおいて何ら事業を行っていないXに対してsubpoenaに従わない場合は一日につき五万ドルのfineを科することを決定した。スイスにおいては、事業上の秘密を外国政府等に対して洩らすことを禁ずる刑法二七三条の規定が存在するが、同裁判所は、脱税事件に関するアメリカの利益のほうがそうした禁止に関するスイスの利益よりも重大であると述べている。」(中里実「アメリカ内国歳入庁による在外資料収集」税研86-1, pp. 48〜49から引用)

- (30) I R C 九八二(特別の調査関連国外資料要求)の規定は、一九八二年に「the Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982 (TEFRA)」により導入された。その導入の背景は、次のとおりである。すなわち、一九八二年前においては、IRSが納税者の国外資料を入手する手段としてサモンズ(administrative summons, IRC 7602 参照)より他に有力な手段がなかった。しかし、このサモンズは、米国子会社の外国関係会社に対しては、それらが米国に居住し(reside)又は発見され(found)ない(IRC 7604)ことから、限界があった。そこで、この規定が導入されたものである。なお、この年、外資系法人等に対する資料要求(主として移転価格課税事案の円滑な執行のために導入されたもの。IRC 6038A)参照)の規定も併せて導入されつつある(ゆえにIRC 6038Aは、一九八九年の改正(Revenue Reconciliation Act of 1989)で大幅な強化が行われている(Stanly G. Sherwood and Siv Janger Bonney, Foreign-Owned Companies: New Disclosure and Record Maintenance Burdens with Respect to Related Party Transactions, Tax Management International Journal, vol. 19, No. 2, pp. 72-84)。

また、同条は一九九〇年改正を経て、一九九一年六月一日にその規則が新しく施行されている。

(31) 五味雄治「米国外国企業課税強化―国際税金摩擦の恐れ」日本経済新聞平成二年三月一七日

(32) 木村嘉秀「米国の企業等に対する課税強化措置」国際税務一〇巻一号二二―二三頁。外資系米国法人等の情報提出義務は、一九八九年歳入調整法 (Revenue Reconciliation Act of 1989) により大幅な強化が行われた。同法では、関連外国企業(親会社等)に対して支払う非課税利子の損金算入の否認規定も導入されるなど、外資系企業に対する課税強化をねらったものが導入されていることが大きな特徴である。こうした規定の導入の背景には、ここ十年来、外資系企業の総収益が二倍を超えて増加しているにもかかわらず所得税納付額はほとんど変わっていないこと、一九八六年に申告書を提出した外資系法人の半分超が赤字申告であり取引価格の疑いがあるものの米国内資料ではその実状を十分にチェックできないことといった認識が米国税務当局内にあったとされている(小松芳明「アメリカの徴税攻勢」国際税務一〇巻四号一〇―一一頁)。在米国外資企業のうち、在米日系企業が税を過少に納付しているか否かについては、総資産所得率(総資産に対する課税所得の比率)でみると、米系企業の〇・九%に対して一・五%と高いこと(平成二年五月十五日付日本経済新聞)、米国の法人所得税率は日本のそれよりも低く一〇%の開差があることからそうした価格操作を行う理由がないこと(小松・前掲「アメリカの徴税攻勢」一〇頁)等の反論がなされている。

(33) 課税上の資料収集、特に、反面調査の観点から米国のサモンズの制度をみると、例えば、銀行等の金融機関、有価証券のブローカー、会計士といった第三者 (third party recordkeeper) に対するサモンズの発出の規定 (IRC七六〇九) があり、この場合、一定要件の下に、納税義務者の氏名を特定せず第三者に対してサモンズを発する (John Doe Summons) ことも行われている(金子宏「アメリカにおける税務調査」日税研論集九巻一四、六四頁(日本税務研究センター、平一)。なお、Summons については、中里実「アメリカにおける租税調査権の概観」一橋論叢九四巻五号、一八―三三頁に詳細な研究がある。

(34) 金子宏「アメリカにおける税務調査」日税研論集九巻三三頁(日本税務研究センター、平一)

(35) J. C. L. Huiskamp et al., *International Tax Avoidance - A study by the Rotterdam Institute for Fiscal Studies*, 1979, vol. A, p. 209

- (36) Huskamp et. al., *ibid.*, p. 204
 - (37) Huskamp et. al., *ibid.*, p. 205
 - (38) Huskamp et. al., *ibid.*, p. 209
 - (39) sham transaction v substance over form の相違は、sham transaction が、実際に行われたある取引とは異なる別の取引が行われたものであるかのように書類上又はある行為によってみせかけることであるのに対し、substance over form は、ある形式に従って生じた取引の効果を（否定し）その取引に内在する経済的事実に一致する結果を課税上採用するものであるとする見解がある（OECD, *Issues in International Taxation No. 1, International Tax Avoidance and Evasion - Four Related Studies*, 1987, p. 39）。
 - (40) Brian J. Arnold 氏²⁴、米国の司法上の理論として、次のような説明を行っている（Arnold, *ibid.*, p.363）。
 - (1) 事業目的理論 (business purpose doctrine)
独立の商業上又は事業上の目的を有せず、租税回避の目的で行われた取引を租税上否認するものをいう。
 - (2) 実質理論 (substance over form doctrine)
適正な課税取扱いを行うために、取引について、経済的実質 (economic reality) に従った引き直し (recharacterize) を行うことをいう。
 - (3) 段階取引理論 (step transaction doctrine)
形式的には数個の段階の独立した取引について、当該数個の段階の取引が相互に依存したものである場合に、これらを一つの取引とみるものをいう。
 - (41) 本件判決は、租税法律の解釈及び適用に関する指標的裁判令であるが、また、この判決はいろいろな解釈されてきたものもめずらしい。そこで、この判決の法理に関して、次の三つの側面から説明する立場があるので紹介する（須貝脩一「米国判例にあらわれた実質主義(4)」税法学一七八号一頁）。
- 1 擬装……本判決の法理は、法人格、法的地位、その効果がその租税節約機能以外の機能を何ら果たさないときに用いられる。

2 段階行為……本判決の法理は、数個の段階行為の各々の別個の存在を否認し、その終局的な結果に基づきその取引全体を判断するために用いられる。

3 経済的現実性を欠く取引……本判決の法理は、租税上の効果の点における有利さだけのために行われ、経済上又は事實上の現実性を欠く取引を否認するために用いられる。

(42) 平成四年度の税制改正案において、「我が国のタックス・ヘイブン税制上の軽課税国指定制度が廃止され、原則二五％未満の税負担となる国が対象とされる」旨の報道が行われている。

(43) 制度の概要については、小沢進、山中元、小田嶋清治「タックス・ヘイブン対策税制、特定外国子会社の留保金額の益金算入」税務弘報三七巻一一号八四四〜八六四頁に詳しい。

(44) 管理支配地主義は、法人の居住性の判定基準の一つである。法人の居住者としての判定基準としては、我が国のように本店所在地主義（米国等の採用する準拠法主義も実質的には本店所在地主義と同じ）を採る国と英国のように管理支配地主義を採る国に大別される。管理支配地主義は居住性の判定基準であることから管理支配地基準ともよばれる。その意義は、本店の所在地というような形式的な外観上の基準によることなく、より実質的に法人の事業が実際に管理・支配されている場所（例えば、取締役会等法人の最高の意思決定がなされる場所）の存在の有無により居住性を判定しようというものである。管理支配地主義を採る法制の下では、国内に事業の管理・支配の場所を有する法人を居住者として扱い、全世界所得課税に服せしめる。一方、国外に事業の管理・支配の場所を有する法人を非居住者として扱い、国内源泉所得のみに対して課税するというのが一般的である（小松芳明「租税条約の研究（新版）」三三〜三四頁及び小松芳明「国際課税のあり方」八一〜八五頁（有斐閣、昭六二））。

英国は、Finance Act 1988で本店所在地主義（英国で設立された法人はすべて英国居住者とする。）を導入した。その結果、管理支配調査主義と本店所在地主義の二本立てで居住性が判定されることとなった。なお、カナダ、オーストラリアなども、二本立ての制度である（小松・前掲「租税条約」三三頁）。

(45) 高橋元「タックス・ヘイブン対策税制の解説」九一、九二、一二九頁（清文社、昭五四）。